

重層的支援体制整備事業について

鳥取市福祉部地域福祉課

※事業の全体イメージについては9ページを、実施計画については、43ページ以降を参照ください。

重層的支援体制整備事業について

改正社会福祉法（令和3年4月1日施行）

市町村において、地域住民の複合化・複雑化した支援ニーズに対応する包括的支援体制を整備するため、対象者の属性を問わない相談支援、多様な参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行う重層的支援体制整備事業を実施する。

重層的支援体制整備事業	相談支援	① 包括的相談支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める ● 支援機関のネットワークで対応する ● 複雑化・複合化課題は適切な多機関協働事業につなぐ
		② 多機関協働事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 市町村全体で包括的な支援体制を構築する ● 重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす ● 支援関係機関の役割分担を図る
		③ アウトリーチ等を通じた継続的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 支援が届いていない人に支援を届ける ● 各種機関等とのネットワークや住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見つける ● 本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く
	参加支援	④ 参加支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 社会とのつながりを作るための支援を行う ● 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングを行う ● 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う
	地域づくりに向けた支援	⑤ 地域づくり事業	<ul style="list-style-type: none"> ● 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する ● 交流・参加、学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする ● 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

世代や属性を問わず断らない

包括的支援体制の構築

重層的支援体制整備事業について（社会福祉法第106条の4第2項）

○重層的支援体制整備事業の内容については、以下の通り規定。

①新事業の3つの支援について、第1号から第3号までに規定。

②3つの支援を支えるものとして、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働、支援プランの作成を4号から第6号に規定。

		機能	既存制度の対象事業等
第1号	イ	相談支援 ①包括的相談支援事業	【介護】 地域包括支援センターの運営 【障害】 障害者相談支援事業 【子ども】 利用者支援事業 【困窮】 自立相談支援事業
	ロ		
	ハ		
	ニ		
第2号		参加支援 社会とのつながりを回復するため、既存の取組では対応できない狭間のニーズについて、就労支援や見守り等居住支援などを提供	新 ④参加支援事業
第3号	イ	地域づくりに向けた支援 ⑤地域づくり事業	【介護】 一般介護予防事業のうち厚生労働大臣が定めるもの（地域介護予防活動支援事業） 【介護】 生活支援体制整備事業 【障害】 地域活動支援センター事業 【子ども】 地域子育て支援拠点事業
	ロ		
	ハ		
	ニ		
第4号		アウトリーチ等を通じた継続的支援 訪問等により継続的に繋がり続ける機能	新 ③アウトリーチ等を通じた継続的支援事業
第5号		多機関協働 世帯を取り巻く支援関係者全体を調整する機能	新 } ②多機関協働事業
第6号		支援プランの作成（※）	

（注）生活困窮者の共助の基盤づくり事業は、第3号柱書に含まれる。

（※）支援プランの作成は、多機関協働と一体的に実施。

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律案の概要

改正の趣旨

地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずる。

※地域共生社会：子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会（ニッポン一億総活躍プラン（平成28年6月2日閣議決定））

改正の概要

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援 【社会福祉法、介護保険法】

市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業及びその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

2. 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進 【介護保険法、老人福祉法】

- ① 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国及び地方公共団体の努力義務を規定する。
- ② 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- ③ 介護保険事業（支援）計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい（有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅）の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

3. 医療・介護のデータ基盤の整備の推進 【介護保険法、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律】

- ① 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができると規定する。
- ② 医療保険レセプト情報等のデータベース（NDB）や介護保険レセプト情報等のデータベース（介護DB）等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- ③ 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

4. 介護人材確保及び業務効率化の取組の強化 【介護保険法、老人福祉法、社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律】

- ① 介護保険事業（支援）計画の記載事項として、介護人材確保及び業務効率化の取組を追加する。
- ② 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- ③ 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置を、さらに5年間延長する。

5. 社会福祉連携推進法人制度の創設 【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携推進法人制度を創設する。

施行期日

令和3年4月1日（ただし、3②及び5は公布の日から2年を超えない範囲の政令で定める日、3③及び4③は公布日）

出典：厚生労働省

地域共生社会の実現に向けた取組の検討経緯

平成29年社会福祉法改正

- 平成29年（2017年）の通常国会で成立した改正社会福祉法（地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律による改正）により、社会福祉法に**地域福祉推進の理念を規定するとともに、この理念の実現のために市町村が包括的な支援体制づくり（※）に努める旨を規定。**

（※）包括的な支援体制づくりの具体的な内容

- ・地域住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備
- ・住民に身近な圏域において、分野を超えて地域生活課題について総合的に相談に応じ、情報の提供や助言等を行う体制の整備
- ・支援関係機関が連携し、地域生活課題の解決に資する支援を一体的に行う体制の整備

- 同改正法の**附則において、法律の公布後3年（令和2年）を目途として、市町村による包括的な支援体制を全国的に整備するための方策について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずる旨を規定。**

- あわせて、包括的な支援体制づくりの具体的な内容をメニューとするモデル事業を平成28年度から実施しており、令和元年度は208自治体が事業を実施している。



地域共生社会推進検討会における検討

- 平成29年の改正社会福祉法附則の規定やモデル事業の実施状況を踏まえ、包括的な支援体制の全国的な整備のための具体的な方策を検討するため、厚生労働省に「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働の推進に関する検討会（地域共生社会推進検討会）」を令和元年5月に設置。

- 地域共生社会推進検討会は、令和元年12月に最終とりまとめを公表。

＜最終とりまとめで示された方向性＞

- 本人・世帯が有する**複合的な課題（※）を包括的に受け止め、継続的な伴走支援を行いつつ、適切に支援していくため、市町村による包括的な支援体制において以下の3つの支援を一体的に行う。**

I 断らない相談支援 II 参加支援 III 地域づくりに向けた支援

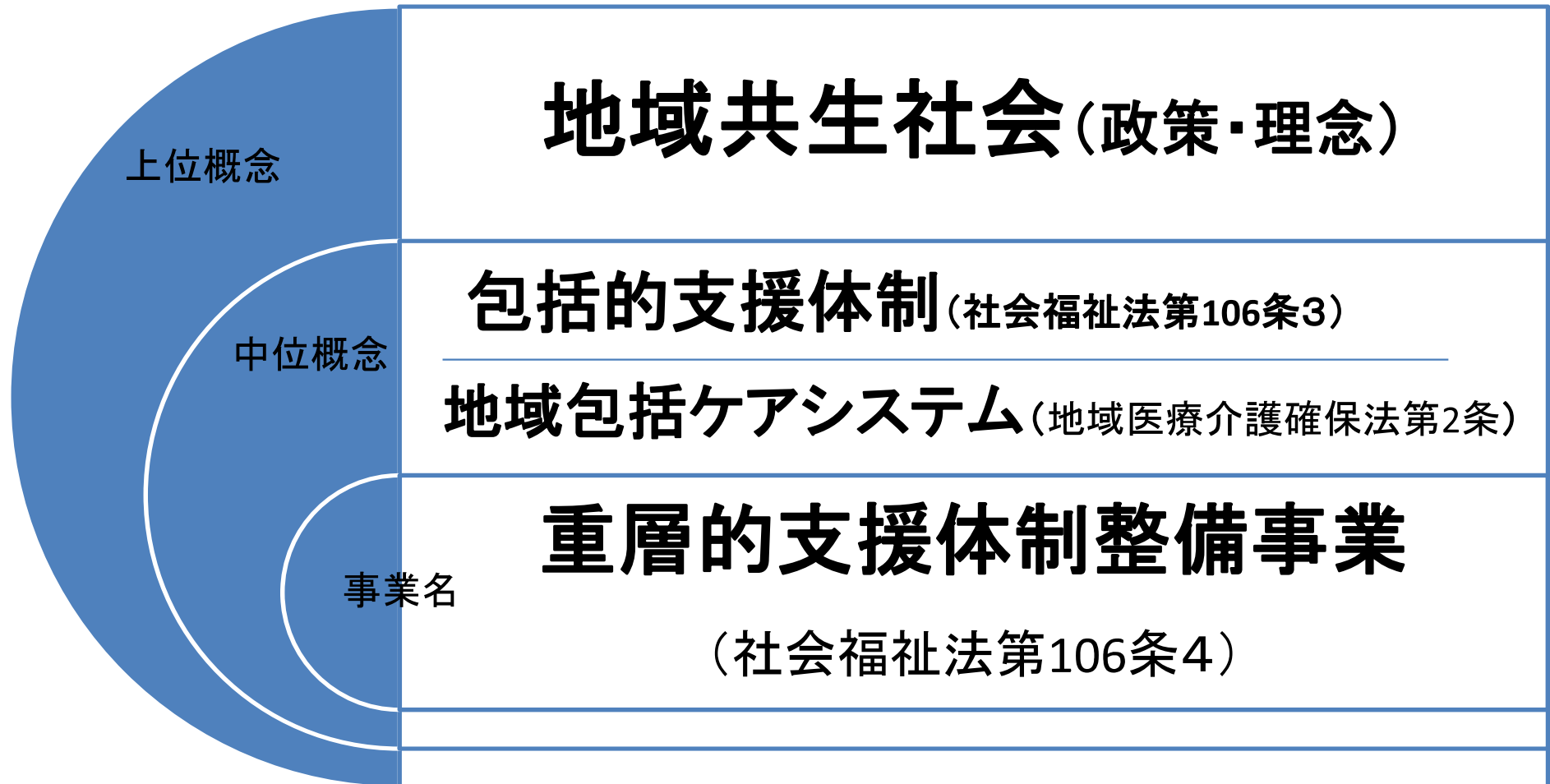
（※）一つの世帯において複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）

世帯全体が地域から孤立している状態（ごみ屋敷など）

等

出典：厚生労働省

諸概念の整理



【HARADA】

出典：日本福祉大学
原田 正樹 教授

地域共生社会

子供・高齢者・障害者など全ての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる「地域共生社会」を実現する。このため、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成し、福祉などの地域の公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みを構築する。

ニッポン一億総活躍プラン
(平成28年6月2日閣議決定)

地域共生社会と地域包括ケアシステム

- ・ 「地域共生社会は、地域包括ケアシステムの上位概念」
- ・ 「高齢期の支援を地域で包括的に確保する『地域包括ケアシステム』の構築が進められてきたが、この『必要な支援を包括的に提供する』という考え方を、障害のある人、子ども等への支援にも広げ、高齢の親と無職独身の50代の子が同居している世帯（いわゆる『8050』）、介護と育児に同時に直面する世帯（いわゆる『ダブルケア』）など、課題が複合化していて、高齢者に対する地域包括ケアシステムだけでは適切な解決策を講じることが難しいケースにも対応できる体制をつくることが、地域共生社会の実現に向けた包括的な支援体制の構築につながっていくものである」

塩崎大臣答弁（要旨）
第193回国会 厚生労働委員会
（平成29年4月5日（水曜日））

1. 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の重層的な支援体制の構築の支援

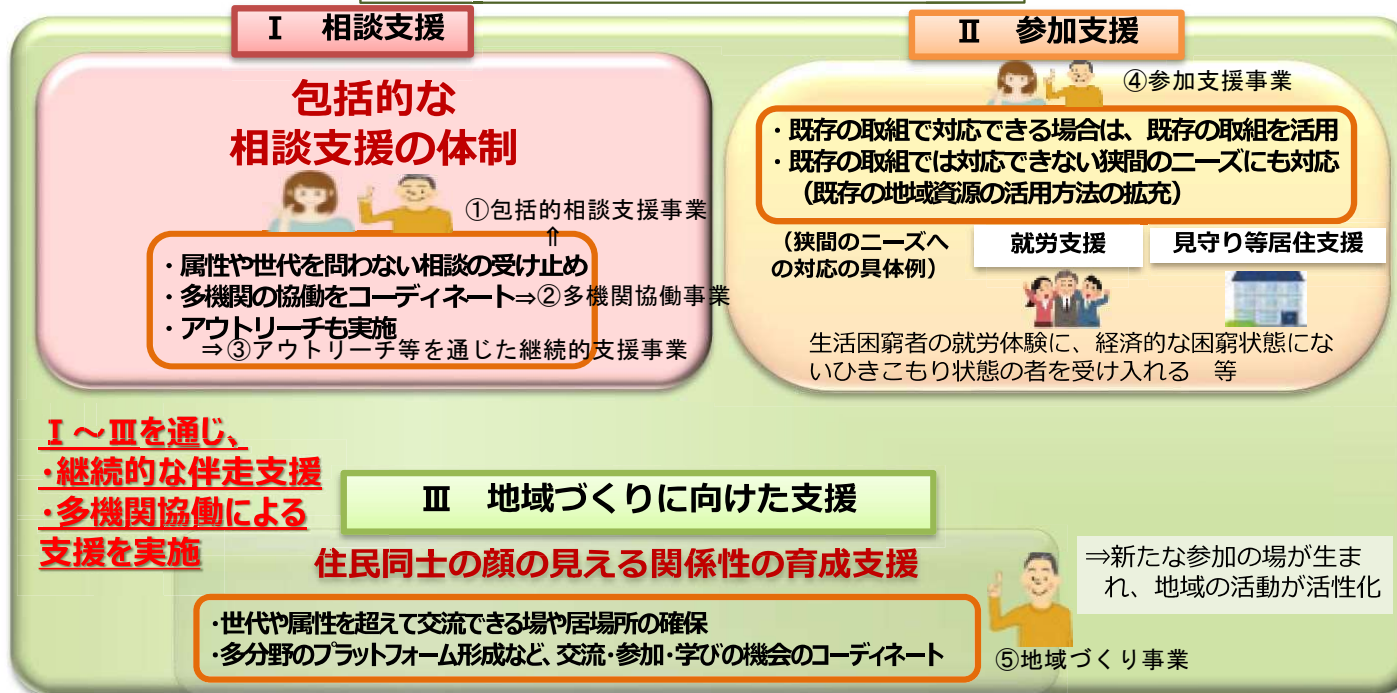
- 地域住民が抱える課題が複雑化・複合化（※）する中、従来の支援体制では課題がある。（※）一つの世帯に複数の課題が存在している状態（8050世帯や、介護と育児のダブルケアなど）、世帯全体が孤立している状態（ごみ屋敷など）
 - ▼属性別の支援体制では、複合課題や狭間のニーズへの対応が困難。
 - ▼属性を超えた相談窓口の設置等の動きがあるが、各制度の国庫補助金等の目的外流用を避けるための経費按分に係る事務負担が大きい。
- このため、属性を問わない包括的な支援体制の構築を、市町村が、創意工夫をもって円滑に実施できる仕組みとすることが必要。

社会福祉法に基づく新たな事業（「重層的支援体制整備事業」）の創設

- 市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、**I 相談支援、II 参加支援、III 地域づくりに向けた支援を一体的に実施する事業を創設**する。
- 新たな事業は実施を希望する市町村の手あげに基づく**任意事業**。ただし、事業実施の際には、I～IIIの支援は必須
- 新たな事業を実施する市町村に対して、相談・地域づくり関連事業に係る補助等について一体的に執行できるよう、**交付金を交付**する。

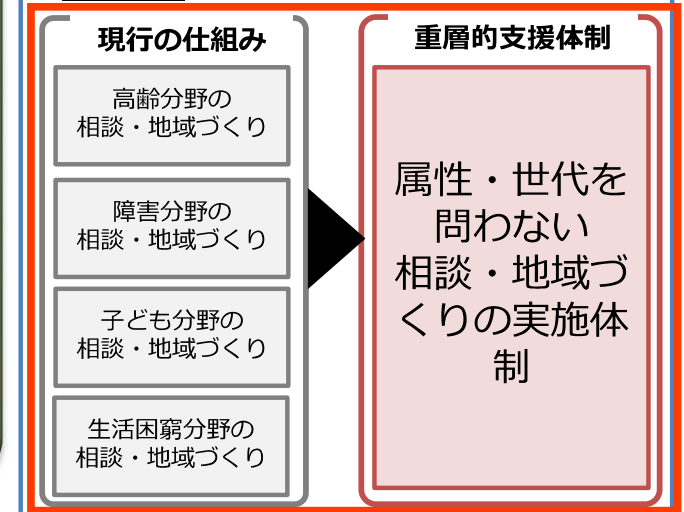
（参考）モデル事業実施自治体数 H28年度:26 H29年度:85 H30年度:151 R元年度:208

新たな事業の全体像



相談支援・地域づくり事業の一体的実施

- 各支援機関・拠点で、属性を超えた支援を円滑に行うことを可能とするため、国の財政支援に関し、**高齢、障害、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な執行を行う。**



※ I～IIIの3つの支援を一体的に取り組むことで、相互作用が生じ支援の効果が高まる。

（ア）狭間のニーズにも対応し、相談者が適切な支援につながりやすくなることで、相談支援が効果的に機能する

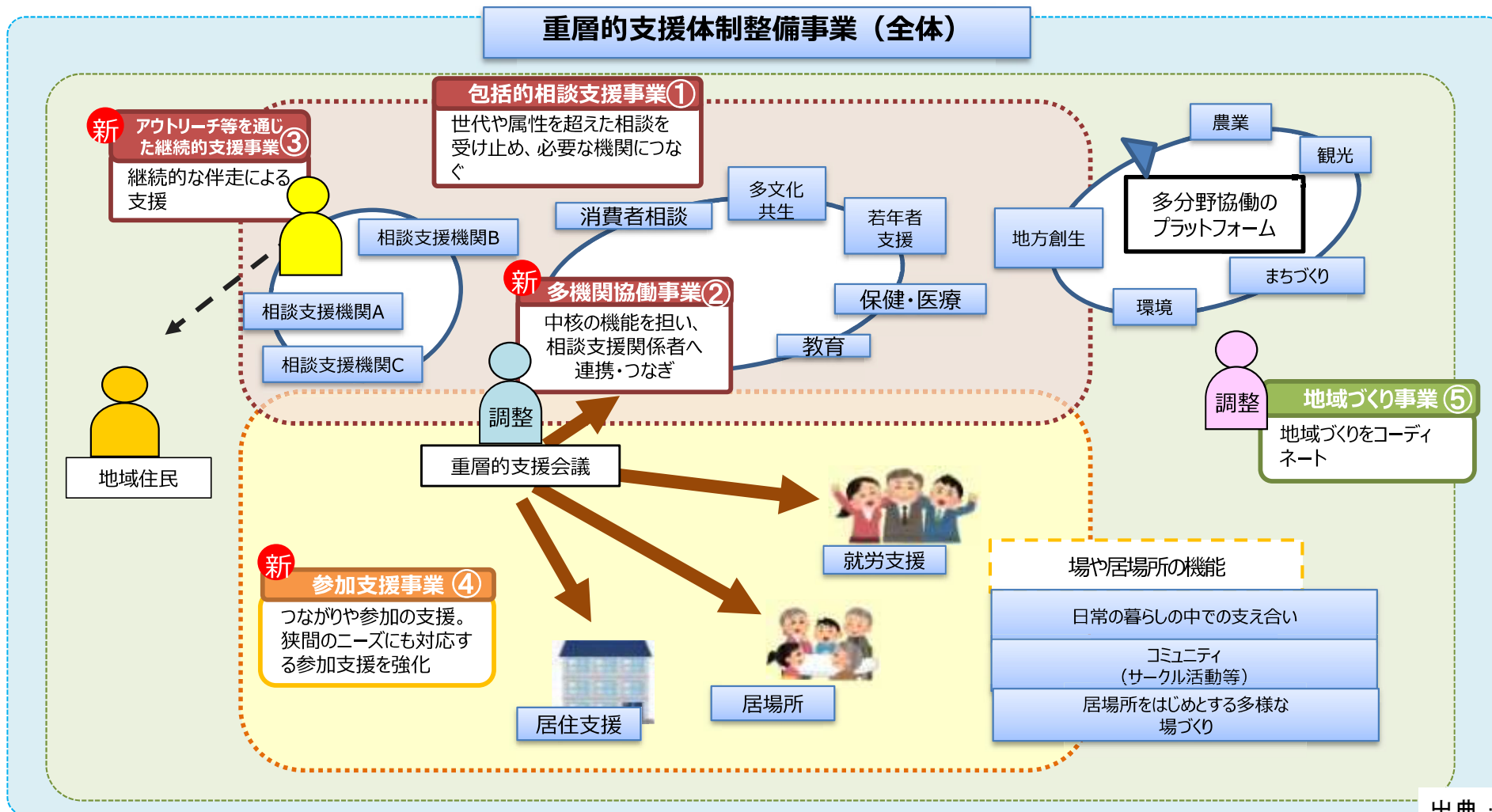
（イ）地域づくりが進み、地域で人と人とのつながりができることで、課題を抱える住民に対する気づき生まれ、相談支援へ早期につながる

（ウ）災害時の円滑な対応にもつながる

出典：厚生労働省 一部加筆

重層的支援体制整備事業について(イメージ)

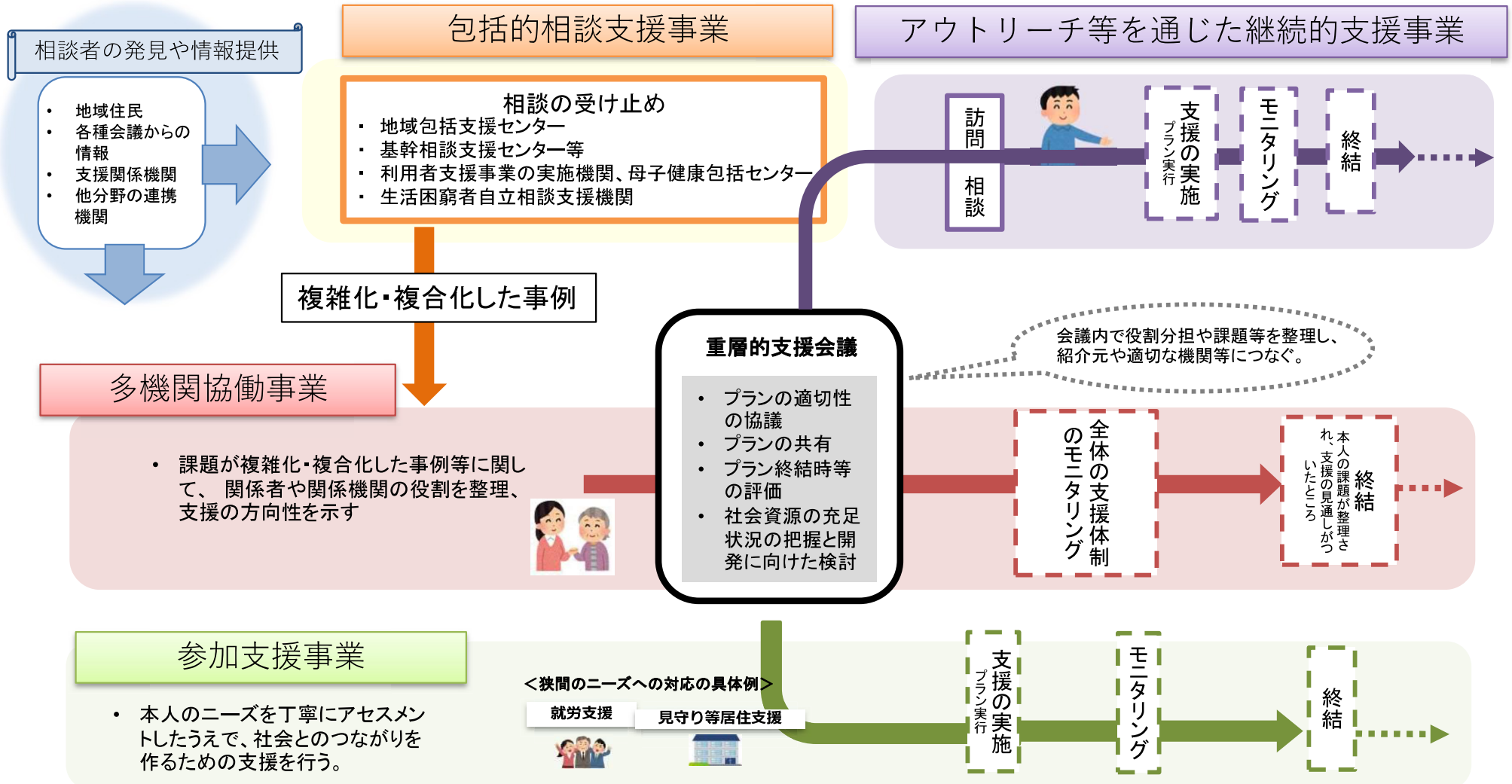
- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、**包括的相談支援事業**において包括的に相談を受け止める。受け止めた相談のうち、複雑化・複合化した事例については**多機関協働事業**につなぎ、課題の解きほぐしや関係機関間の役割分担を図り、各支援機関が円滑な連携のもとで支援できるようにする。
- なお、長期にわたりひきこもりの状態にある人など、自ら支援につながる事が難しい人の場合には、**アウトリーチ等を通じた継続的支援事業**により本人との関係性の構築に向けて支援をする。
- 相談者の中で、社会との関係性が希薄化しており、参加に向けた支援が必要な人には**参加支援事業**を利用し、本人のニーズと地域資源の間を調整する。
- このほか、**地域づくり事業**を通じて住民同士のケア・支え合う関係性を育むほか、他事業と相まって地域における社会的孤立の発生・深刻化の防止をめざす。
- 以上の各事業が相互に重なり合いながら、市町村全体の体制として本人に寄り添い、伴走する支援体制を構築していく。



出典：厚生労働省
一部加筆

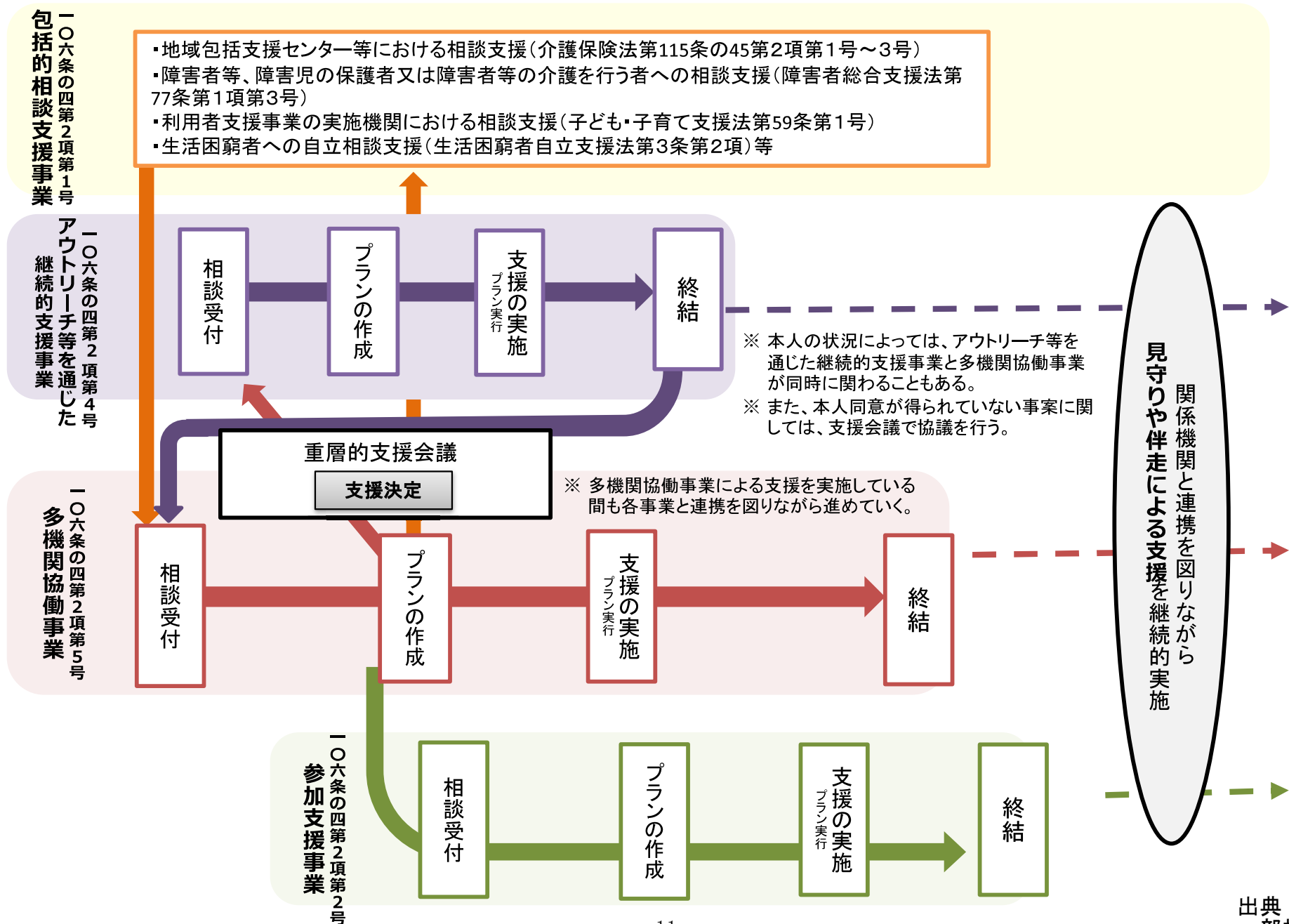
重層的支援体制整備事業の支援フロー(イメージ)

- 相談者の属性、世代、相談内容に関わらず、包括的相談支援事業において包括的に相談を受け止める。
- 包括的相談支援事業が受け止めた相談のうち、単独の支援関係機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例は多機関協働事業につなぐ。
- 多機関協働事業は、各支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定めたプランを作成し重層的支援会議に諮る。
- 重層的支援会議を通じて、関係機関間で支援の方向性にかかる合意形成を図りながら、支援に向けた円滑なネットワークをつくることを目指す。
- また、必要に応じてアウトリーチ等を通じた継続的支援事業や参加支援事業につないでいく。



※ 重層的支援会議で検討した結果、包括的相談支援事業が引き続き主担当として支援すべき案件であるとなった場合には、包括的相談支援事業に戻すこともある。
 ※ アウトリーチ等事業は支援の性質上、多機関協働事業が関わる前から支援を開始することもある。

重層的支援体制整備事業における支援フロー（イメージ）



出典：厚生労働省
一部加筆

包括的相談支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第1号)

- **属性や世代を問わず包括的に相談を受け止める**
各相談支援事業者は、相談者の属性・世代・相談内容に関わらず包括的に相談を受け止め、相談者の課題を整理し、利用可能な福祉サービスの情報提供などを行う。
- **支援機関のネットワークで対応する**
受け止めた相談のうち、単独の相談支援事業者では解決が難しい事例は、適切な相談支援事業者や各種支援機関と連携を図りながら支援を行う。
- **複雑化・複合化した課題については適切に多機関協働事業につなぐ**
また、受け止めた相談のうち、課題が複雑化・複合化しており、支援関係機関間の役割分担の整理が必要な事例の場合には、多機関協働事業につなぎ、各種支援機関等と連携を図りながら支援を行う。

重層的支援体制整備事業の実施体制・拠点の類型（例）

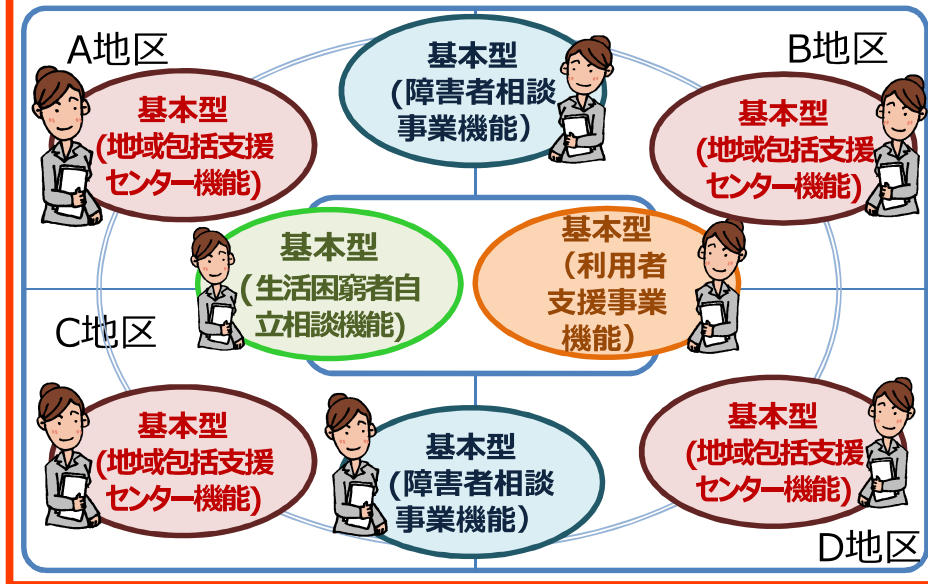
- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすものであり、個々の支援拠点の具体的な設置形態については、
 - ・既存の各分野の拠点のまま他の分野の関係機関と連携して対応する形態や、
 - ・いわゆるワンストップの総合窓口を設けるもの
 など様々な形態が想定される。
- 設置形態の類型化すると以下のとおりであるが、どのような実施体制とするか、既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村がそれぞれ地域の状況や関係者との意見を踏まえて検討いただくもの。

類型	内容
基本型事業・拠点	○単一の既存事業の委託を受け支援を実施する形態。従来の機能をベースとしつつも、複合的な課題を抱えた者の相談の受けとめや、他の支援機関へのつなぎなど市町村の体制・チームの一員として、住民の様々なニーズに対応する。単一の事業の人員配置基準を満たす。
統合型事業・拠点	○複数分野（最大4分野）における既存の各事業の委託を受け、集約して支援を実施する形態。複数事業の人員配置基準をそれぞれ満たす。 ※ 介護と障害のみ等、4分野のうち特定の複数分野に限り行う場合も含む。
地域型事業・拠点	○ 地域住民に身近な場所等で相談等に応じる形態。住民自身も担い手となることも想定。活動は、改正社会福祉法に基づく事業実施計画や支援会議の仕組みを通じ、専門的バックアップを受けて実施。

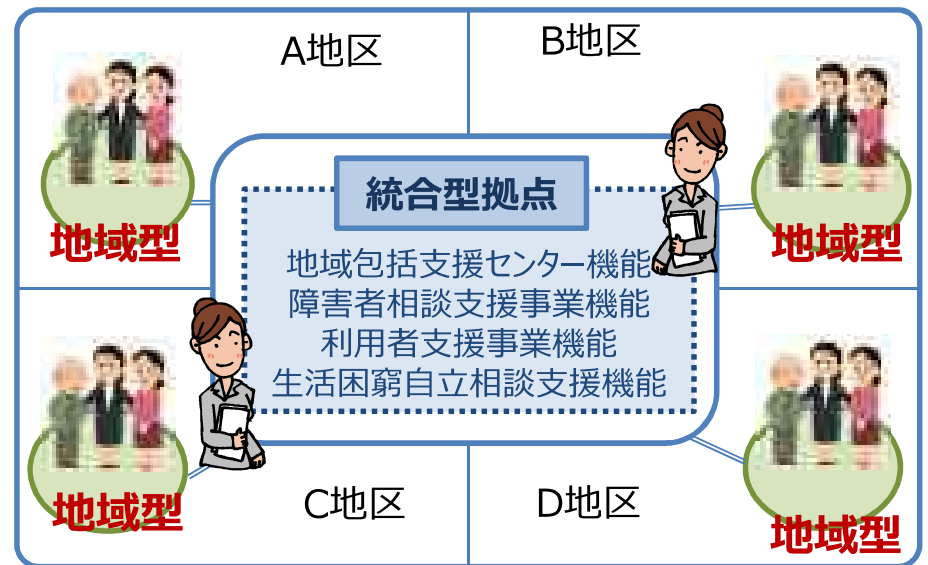
出典：厚生労働省
一部加筆

拠点の類型を組み合わせた相談支援体制の整備例

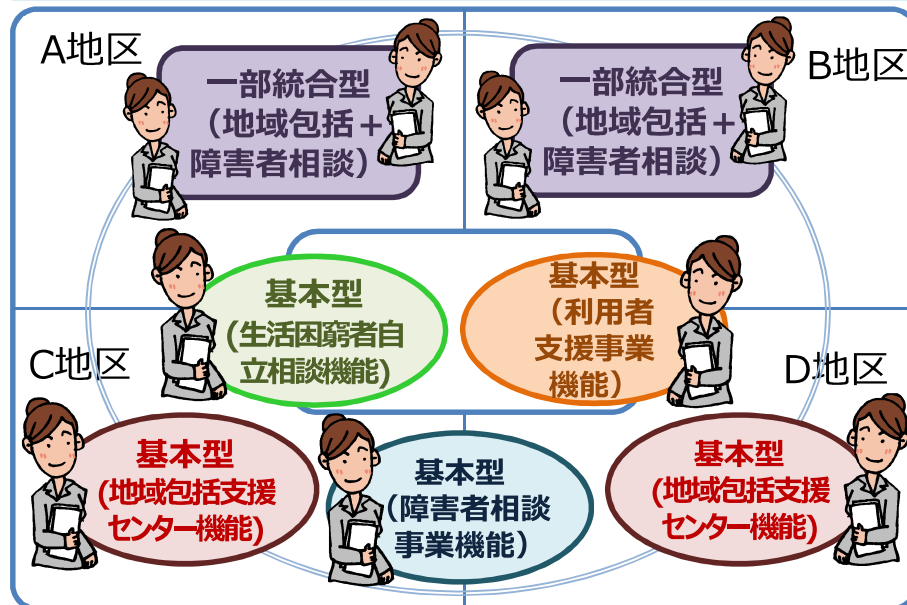
既存の拠点の設置形態（基本型）は変更せず各支援機関間の連携を図る場合の例



既存の拠点をまとめた統合型拠点を設置するとともに、住民身近な地域において地域型拠点を設ける場合の例



一部の拠点を統合型拠点とする場合の例



※ これら既存の関係機関による支援体制の整備に加えて、「参加支援」、「アウトリーチ支援」、「多機関協働」といった既存の事業を支えて支援体制の強化を図る新たな機能を追加

出典：厚生労働省
一部加筆

多機関協働事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第5号)

- **市町村全体で包括的な相談支援体制を構築する**
多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業に関わる関係者の連携の円滑化を進めるなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村における包括的な支援体制を構築できるよう支援する。
- **重層的支援体制整備事業の中核を担う役割を果たす**
重層的支援体制整備事業の支援の進捗状況等を把握し、必要があれば既存の相談支援機関の専門職に助言を行うなど、市町村全体の体制として伴走支援ができるように支援する。
- **支援関係機関の役割分担を図る**
単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める。

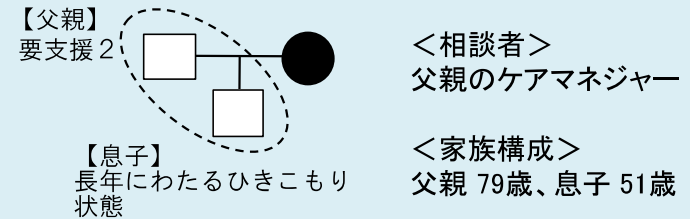
※支援プランの作成（社会福祉法第106条の4第2項第6号）は、多機関協働事業と一体的に実施。

多機関協働事業による支援事例 ①

支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- 要支援状態の父親と引きこもりの息子の二人暮らし。父親は進行性の疾患があり、病院で入院治療とリハビリを勧められたが、不在の間の息子の生活が気になり、入院するかどうかが迷っている。
- 息子の状況について、支援関係者らは把握していたが、これまでは支援のきっかけが掴めず、今回の父親の入院をきっかけにケアマネジャーが多機関協働事業につないだ。

家族構成図



<相談の開始>

多機関協働事業がケアマネジャーからの相談を受け、支援を開始することとなる。

<複合的課題の解きほぐし>

多機関協働事業者は相談者と家族が抱える課題をアセスメントする。

- ・ 現在、経済的な不安はないが、父親は親亡き後の息子の生活に漠然とした不安を感じているものの、どうすればいいかわからない。
- ・ 息子は20年以上引きこもっており、以前は父親に「働きたいが自信がない」と話していたことがあるとのこと。

課題解決に向けた支援の見立て

- 息子：父親が入院している間の食事の確保(ヘルパーの自費利用)
アウトリーチ事業によるひきこもり状態からの脱却(まずは、訪問による関係づくり)と、就労に向けた参加支援事業の利用
- 父親：退院後の在宅療養に向けた環境整備

<支援の方向性の整理>

- ・ 支援プランを作成し、重層的支援会議を開催する。支援関係機関である居宅介護支援事業所のケアマネジャー、病院の医療ソーシャルワーカー、ヘルパー事業所、アウトリーチ事業と参加支援事業の担当者らと支援の方向性を共有し、それぞれの機関の役割分担を行う。

<支援の実施>

- ・ 各支援関係機関や関係者らによる支援が開始される。多機関協働事業者が適宜聞き取り等を行い、進捗状況をモニタリングする。
- ・ 円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

多機関協働事業による支援の必要性

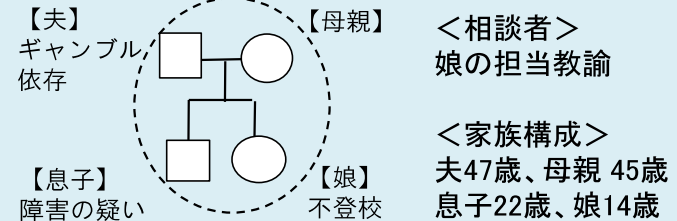
- 複雑化・複合化した課題に関しては、本人の気持ちの動きに添った支援が求められ、支援実施のタイミングが重要になることから、支援関係機関間の連携が必要。
- 制度の狭間にあるケースに対応する場合には、制度上に位置付けられた支援関係機関のみでは、本人への働きかけや具体的な支援メニューにつなぐことが困難であるため、多機関協働事業の支援により、アウトリーチ事業や参加支援事業の利活用をコーディネートしていくことが求められる。

多機関協働事業による支援事例 ②

支援対象者及び世帯の状況／相談の経緯

- キャンブル依存の夫、不登校の娘、障害の疑いのある息子と母親（妻）の四人暮らし。娘が学校を休みがちであり、担任教諭が母親と面談したところ、「娘の素行が乱れ、不登校気味であることに加え、夫や息子のことでも悩んでいる。」との相談を受けた。
- 困りごとが多岐にわたり、どこに相談すればよいか分からず、多機関協働事業による支援につながった。

家族構成図



<相談の開始>

娘の担当教諭からの相談を受け付け、母親からの利用申し込み手続きを行う。

<複合的課題の解きほぐし>

担当教諭が把握していた情報を基にアセスメントを深め、課題の背景や現状を明らかにし、支援についての見立てを行う。夫は飲食店経営の倒産をきっかけに、昼間からの飲酒とパチンコの毎日。娘は父親の事業が倒産したことをからかわれ、不登校気味になり、勉強についていけなくなり、素行も乱れてきた。息子は短期間しか仕事が続かず、障害の疑いがある。母親も家計の状況が把握できておらず、各種料金の滞納がある。世帯の現状により、近隣から疎まれて地域で孤立している。

課題解決に向けた支援の見立て

夫 : ハローワークでの求人活動
娘 : 学習支援

母親 : 家計相談支援事業の利用(自立相談支援機関)
息子 : 機関相談支援センターへの相談、就労訓練事業の利用
世帯 : 地域との関係性のつなぎ戻し

<支援の方向性の整理>

- ・ 支援プランを作成し、支援協議会議を開催し、支援関係機関である学校、ハローワーク、自立相談支援機関や参加支援事業の担当者、地域の関係者らと支援の方向性を共有し、それぞれの役割分担を行う。

<支援の実施>

- ・ 各支援関係機関や関係者らによる支援が開始され、適宜聞き取り等により支援の進捗状況をモニタリング。円滑な実施状況を確認し、一定の見通しがついたため、多機関協働事業による支援を終結。

多機関協働事業による支援の必要性

- 複合的な課題は解きほぐしに時間と労力が掛かり、単独の支援関係機関では対応に限界があり、関係者が増えるほど情報共有にも困難さが生じる。
- また、支援する中で新たな課題が発見されることや、ライフステージの変化等から新たな課題が発生する場合などがある。多機関協働事業により支援全体を俯瞰して調整を行うとともに、支援の終結後も新たな課題の発生に備え、支援機関や関係者と情報共有ができる体制整備を行うことが重要。

包括的な相談支援体制の整備パターン例

- 多機関協働事業は、重層的支援体制整備事業における関係者間の円滑な連携を図るなど、既存の相談支援機関をサポートし、市町村の包括的な支援体制の構築を支援するものとして、単独の支援機関では対応が難しい複雑化・複合化した事例の調整役を担い、重層的支援会議における協議等を通じて、支援関係機関の役割分担や支援の方向性を定める機能を果たすものである。
- 多機関協働事業を担う機関の整備方法については、包括的支援事業者とは別の機関として整備する場合や、包括的支援事業者のいずれかに多機関協働の機能を付加する場合など、整備形態には下表のような類型が想定される。
- どのような機関が多機関協働の機能を担うかは、包括的相談支援事業者の整備形態等を踏まえ、地域資源の強みを活かす体制を、各市町村が地域の実状に応じて、関係者の意見を踏まえて検討いただくもの。
- なお、多機関協働事業は、行政機関が直営で担う場合のほか、包括的相談支援事業者などに委託することも可能。ただし、多機関協働事業は、各相談支援事業者間等の調整業務を担うものであるため、事業者へ事業委託する場合でも、重層的支援会議には行政機関職員が参加するなど、調整業務が円滑に行えるようにする必要がある。

包括的相談支援事業者・相談窓口業務との関係		想定される多機関協働としての機能・職員配置等
独立機関 (包括的相談支援事業者とは別の機関として設置)	① 相談窓口を持たずに、各調整・バックアップ機関として設置	<ul style="list-style-type: none"> ・相談の受け止めなど直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。 ・多機関協働は、複雑化・複合化した事例に関する調整機能に特化し業務を行う。
	② 分野等を問わない一次相談窓口機能も含めた機関として設置	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働は、一次相談窓口や包括的支援事業者が受けた相談のうち、複雑化・複合化した事例に関する調整機能を果たす。 ※ 相談窓口は、相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合も想定される。
既存機関併設 (包括的相談支援事業者に多機関協働の機能を付加)	③ 統合型(ワンストップ)相談窓口を設置	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。
	④ 包括的相談支援事業を実施するいずれかの機関に付加	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働機能を担う専任職員を配置する場合や、総合相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。
	⑤ 特定の機関ではなく、包括的相談支援事業を担う機関のそれぞれに、連携・調整機能を付加	<ul style="list-style-type: none"> ・包括的相談支援事業を行う機関において、それぞれ連携担当職員を定め、当該職員を中心にして多機関協働の機能を担う。

多機関協働機能の整備パターン例①

相談窓口は持たずに、各調整・バックアップ機関として整備

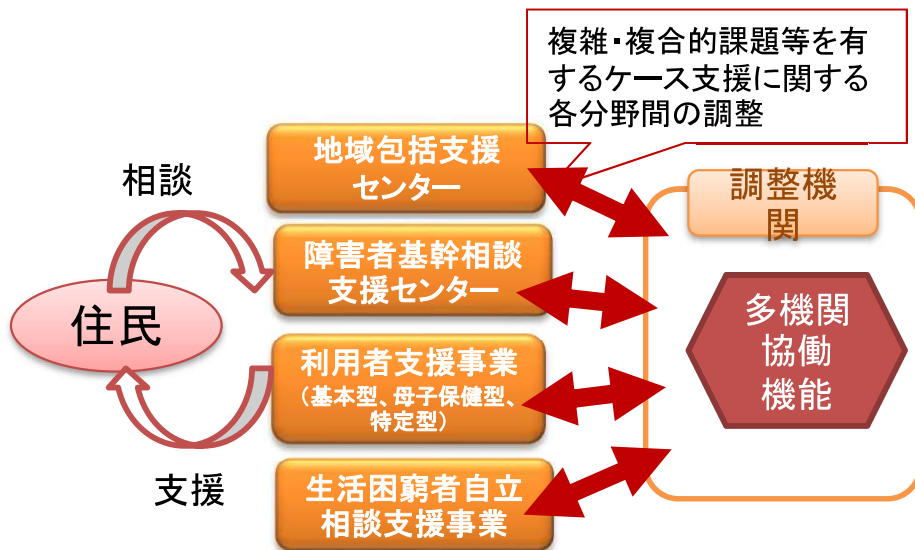
＜組織等の体制＞

・既存の包括的相談事業者とは別に、役所内等に調整業務を行う機関を整備する、

＜多機関協働を整備する機関の機能＞

・相談の受け止め、直接的な支援業務は既存各分野の相談支援機関が担当。

・多機関協働は、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

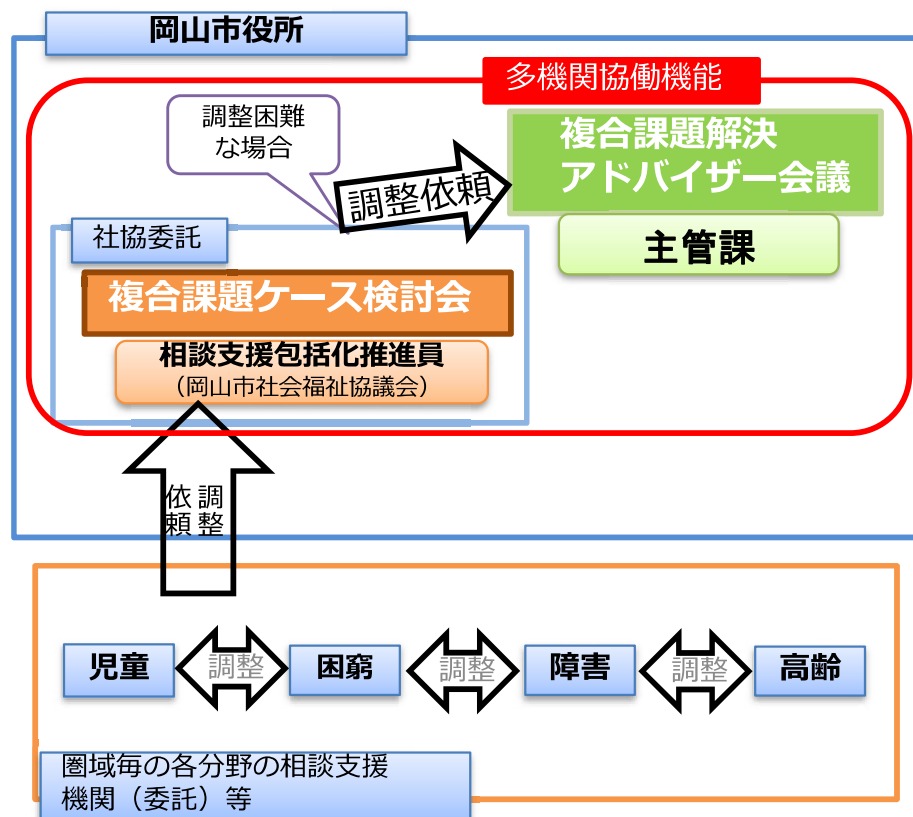


岡山県岡山市の例

・圏域をベースに整備されている各相談機関の支援を最大限活用した相談体制の整備

・市役所庁舎に相談支援包括化推進員を配置し複合相談を受付、関係機関を招集し複合課題ケース検討会を実施

・複合課題ケース検討会で対応が困難な場合は、庁内各課幹部を交えた複合課題解決アドバイザー会議において方針を決定



多機関協働機能の整備パターン例②

愛知県豊田市の例

包括的相談支援事業とは別に、総合的に相談を受け付ける機関を設け、連携・調整機能を付加

＜組織等の体制＞

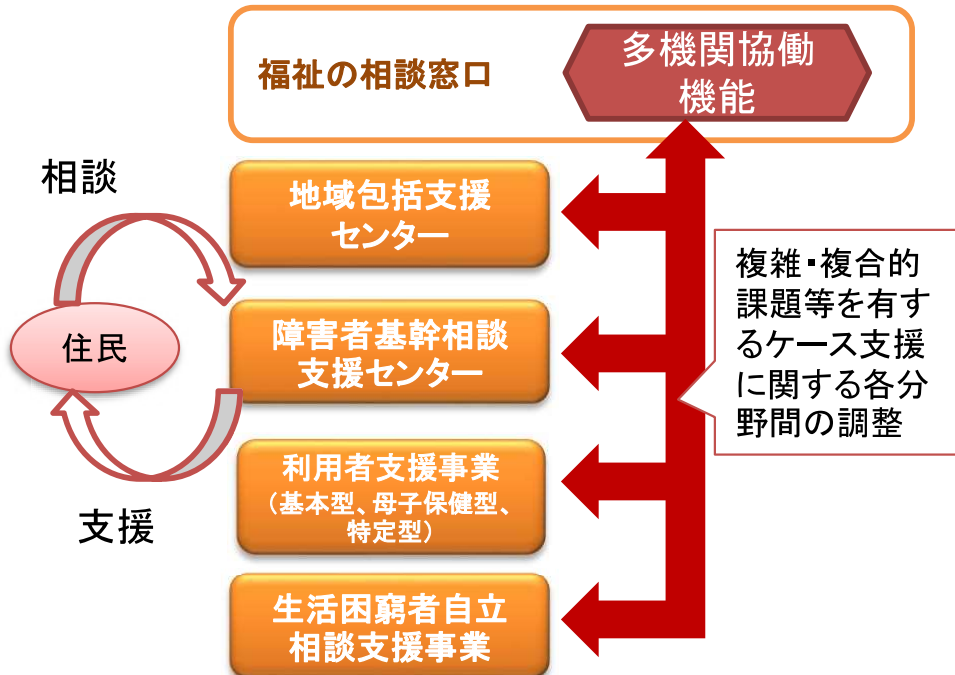
・各分野の包括的相談支援事業とは別に、相談支援事業の一形態として、**幅広く相談を受け止める窓口(福祉相談窓口)を整備し、当該窓口を整備する機関の中に、多機関協働の機能を持たせる。**

※ 職員配置は、多機関協働機能の専任職員を配置する場合や、相談窓口として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。

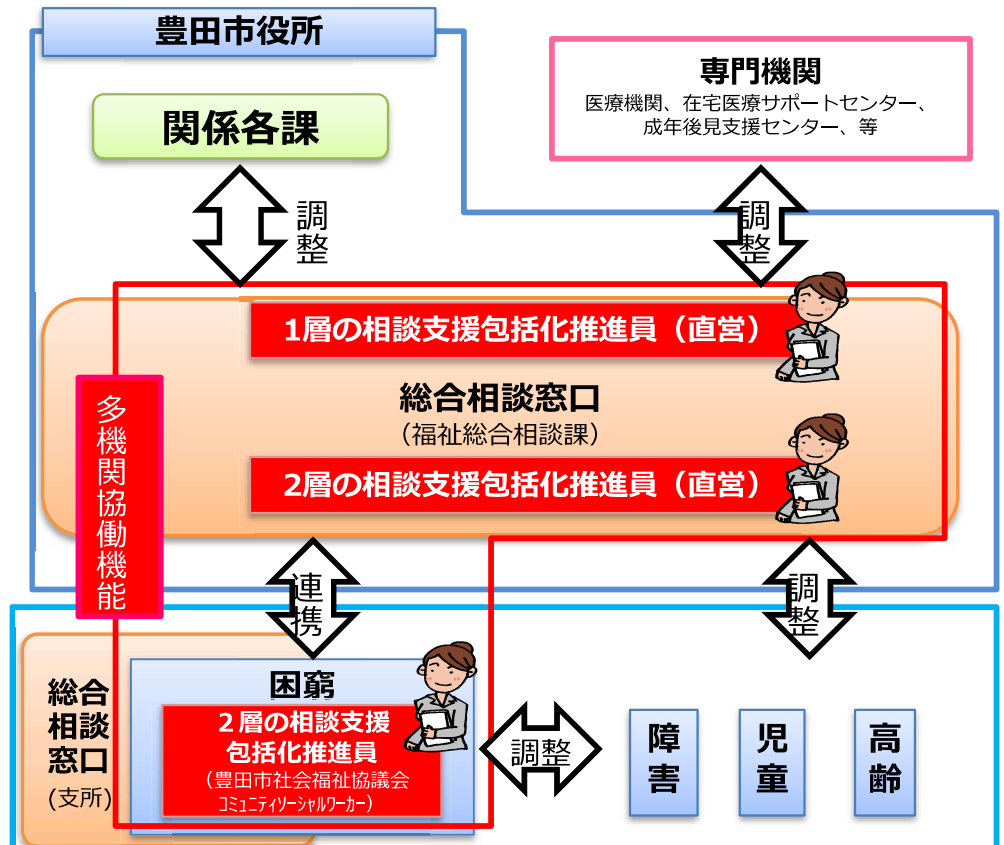
＜多機関協働を整備する機関の機能＞

・多機関協働機能としては、**福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。**

※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



- 圏域に配置されたコミュニティソーシャルワーカーと、市役所に配置された福祉総合相談課職員の連携により、複雑・複合課題等のケース支援を関係機関と調整。
- 総合相談窓口と一体的に整備することで、ケースの拾い上げが期待されるとともに、コミュニティソーシャルワーカーが関与することで、地域づくりとアウトリーチとの連動を行う。



出典：厚生労働省 一部加筆

統合型(ワンストップ)相談窓口の整備

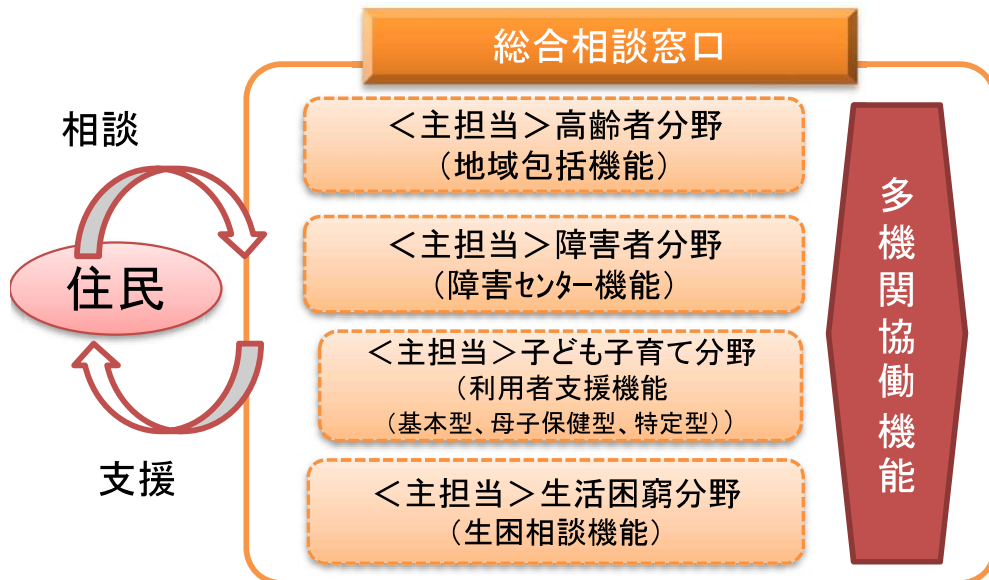
<組織等の体制>

・既存各分野の包括的相談支援事業を一体化した**総合相談窓口(ワンストップ窓口)を整備し、当該機関の内部に、各分野間の調整機能を持たせる。**

※ 職員配置は、多機関協働の専任職員を配置する場合や、各分野の相談事業を統括する職員に多機関協働の機能を持たせる場合などが考えられる。

<多機関協働を整備する機関の機能>

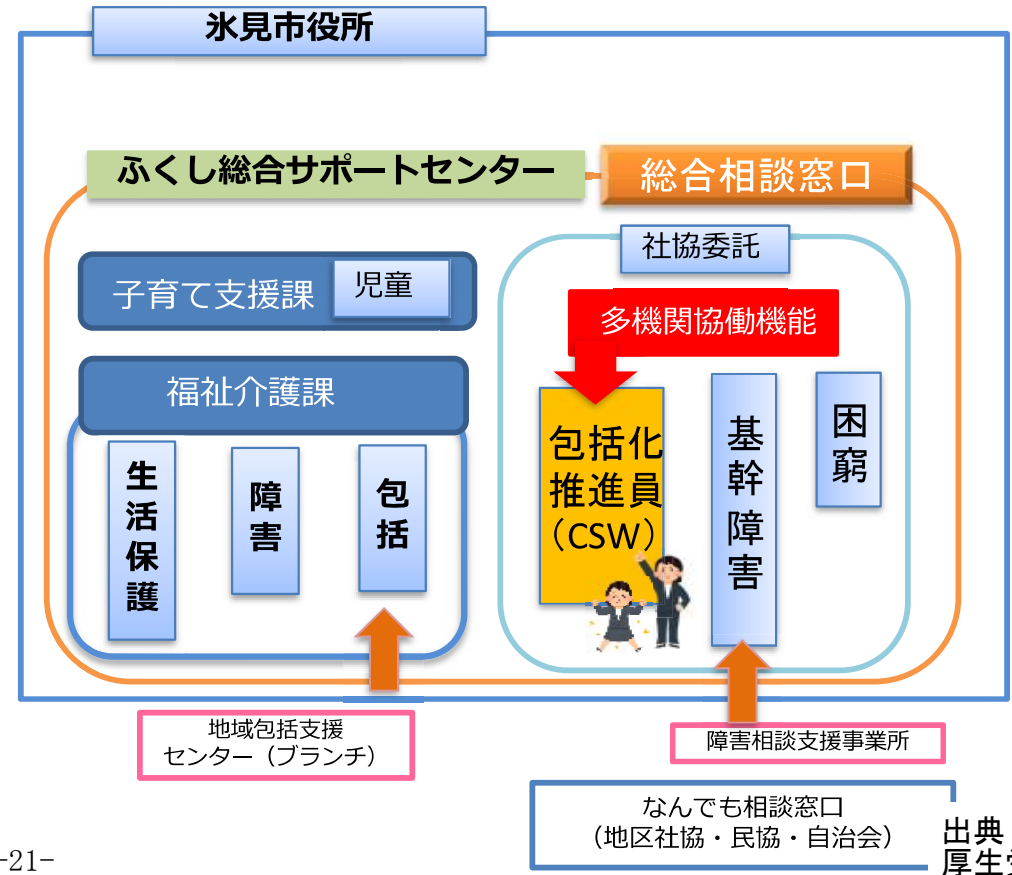
・**多機関協働の担当職員は、各分野の調整を行うほか、総合相談窓口の職員として、直接、相談の受けとめや、各分野の専門相談のフォローアップ**をすることも考えられる。



※ 市町村の区域毎に各地区のワンストップ窓口を整備する場合もある。

富山県氷見市の例

- ・福祉の総合相談窓口として「ふくし総合サポートセンター」を整備し、相談の受け止めや各分野間の調整機能を持つ。
- ・包括化推進員を中心に、市役所・社協の協働により適切にアセスメントし、支援。



多機関協働機能の整備パターン例④

三重県伊賀市の例

包括的相談支援事業を担う機関のいずれかに、連携・調整機能を付加

<組織等の体制>

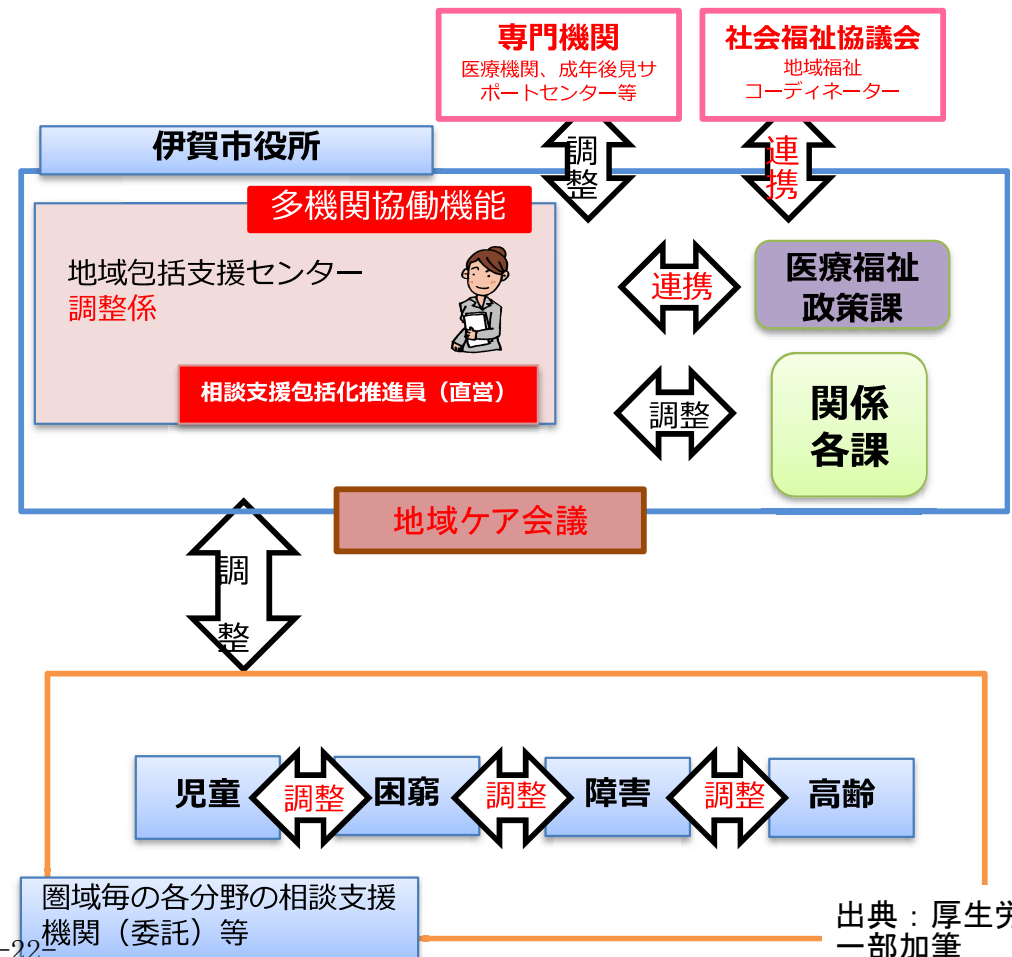
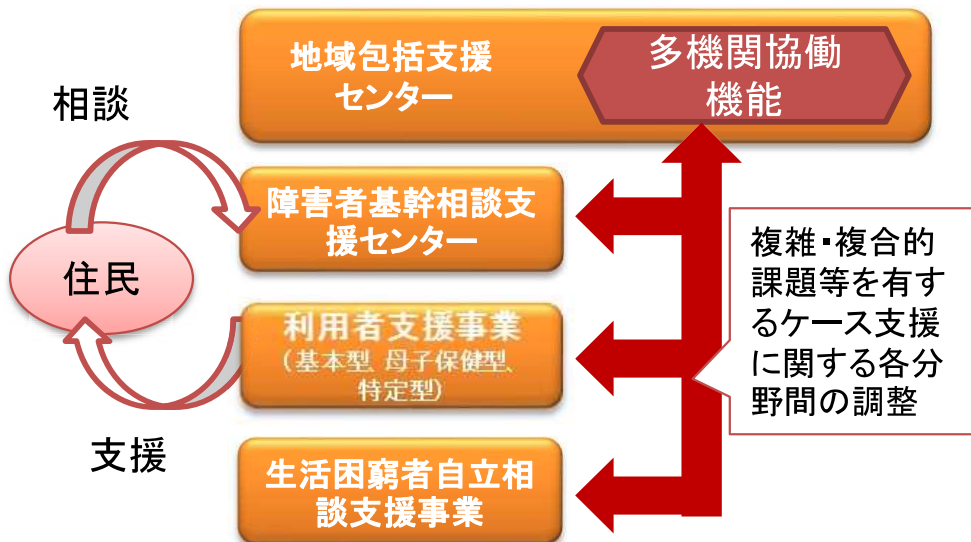
・各分野の包括的支援事業者のうち、いずれかの機関に多機関協働の機能を持たせる。

<多機関協働を整備する機関の機能>

・多機関協働機能の業務を担当する専任職員を配置する場合や、包括的相談支援事業として相談の受け止めの業務も行いつつ、調整業務も行う場合も想定される。

○ 課題が複雑にからみあった事例について、地域包括支援センター調整係（相談支援包括化推進員）が相談を調整する会議（地域ケア会議）を開催し、アセスメント及び役割の整理を行う。

○ 地域福祉計画に基づき、抽出された地域課題を施策につなげるため医療福祉政策課と連携し、福祉施策調整会議を開催。



出典：厚生労働省一部加筆

包括的相談支援事業それぞれに連携・調整機能を付加する

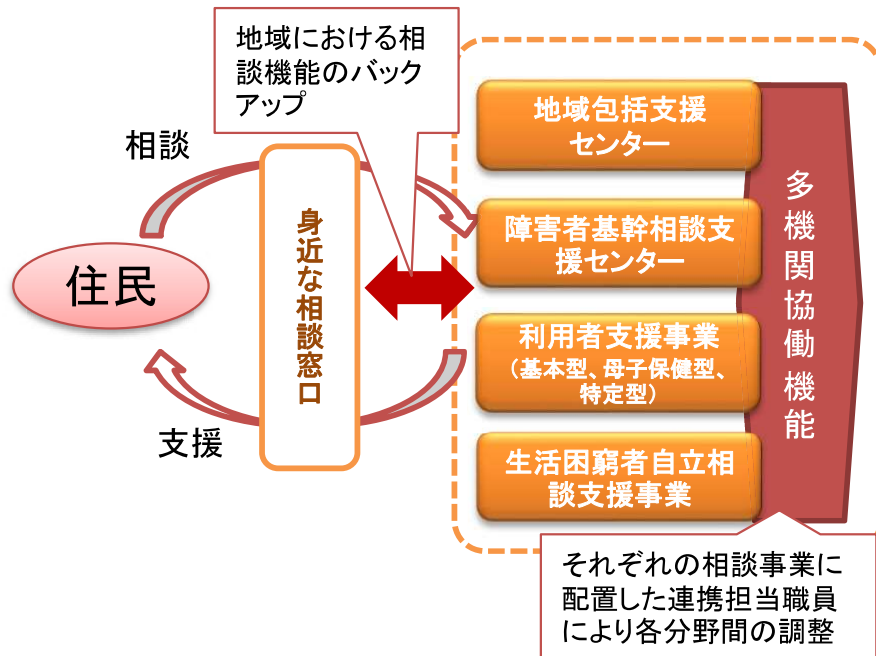
<組織等の体制>

・各分野の包括的相談支援事業に、それぞれ多機関協働機能を担う連携担当職員を配置する。

<多機関協働を整備する機関の機能>

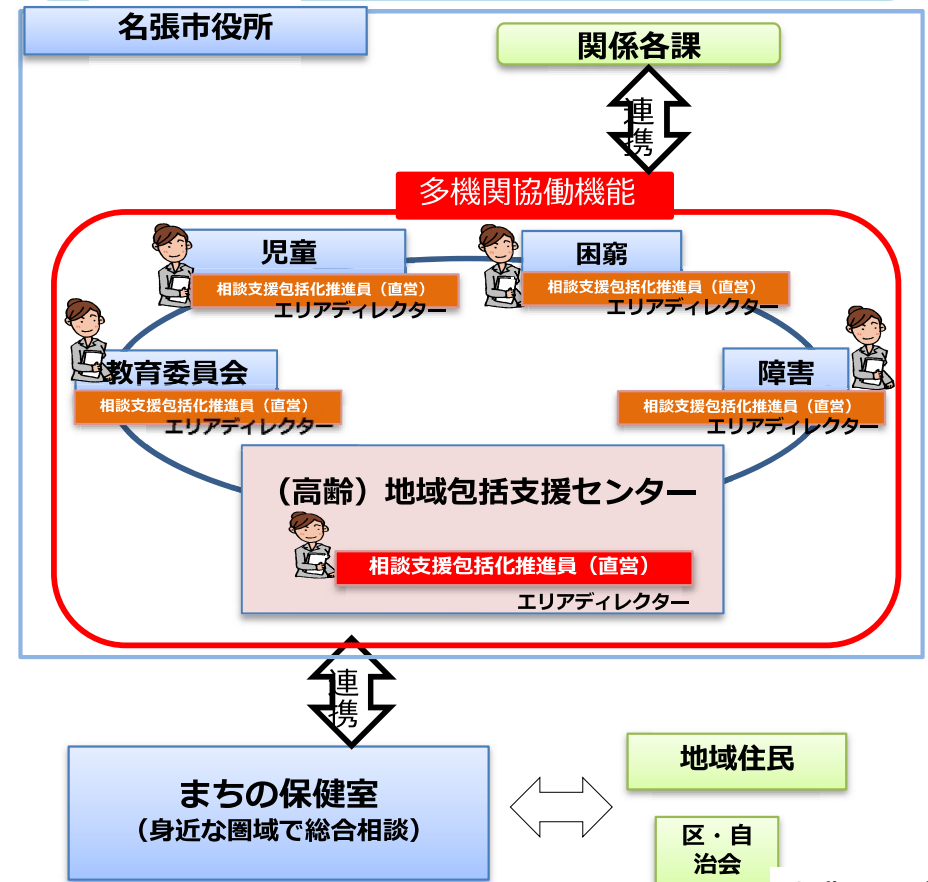
・多機関協働機能としては、福祉相談窓口で受けた相談や包括的支援事業者が受けた相談のうち、課題が複雑化・複合化した事例に関する関係機関間の役割の整理や支援の方向性のまとめなどの調整機能を果たす。

※ 福祉相談窓口は、一次的な相談の受け止めのみを行う場合や、各分野の支援対象とならない事案について、直接的な支援業務も行う場合もある。



三重県名張市の例

- 複雑・複合化した事例に対応する相談支援包括化推進員（「エリアディレクター」）を複数部署（※）に配置し、多機関協働の取組を進めることで、エリアネットワークを強化し、地域の課題解決能力を向上。
※地域包括支援センター、生活困窮、児童、障害、教育委員会
- 身近な距離で分野を超えた総合相談を行い、地域をバックアップする「まちの保健室」の整備と体制強化。



出典：厚生労働省
一部加筆

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業とは

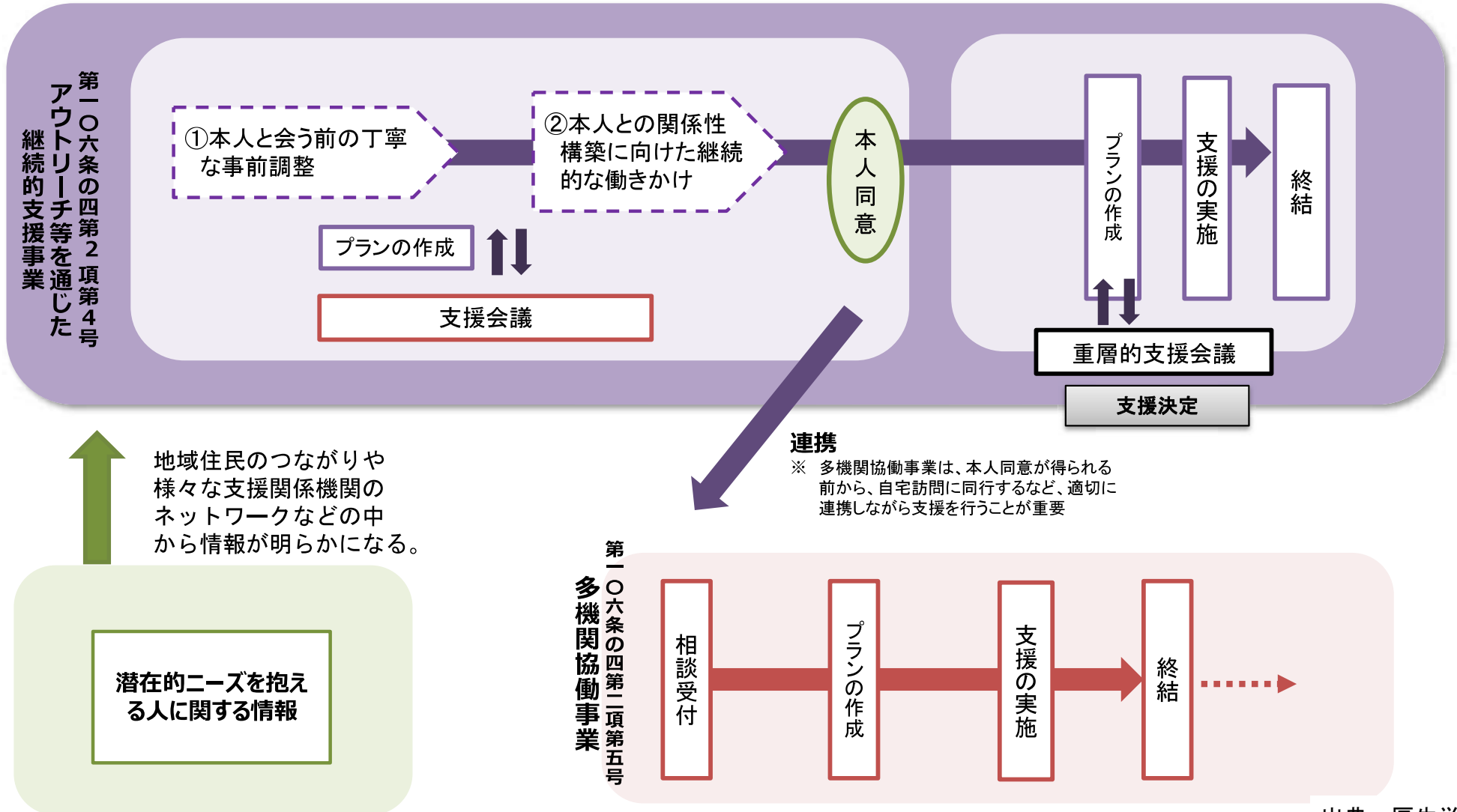
(社会福祉法第106条の4第2項第4号)

- **支援が届いていない人に支援を届ける**
複数分野にまたがる複合化・複雑化した課題を抱えているために、必要な支援が届いていない人に支援を届ける。
- **各種会議、関係機関とのネットワークや地域住民とのつながりの中から潜在的な相談者を見付ける**
各種会議、支援関係機関との連携を通じて、地域の状況等にかかる情報を幅広く収集するとともに、地域住民とのつながりを構築する中でニーズを抱える相談者を見付ける。
- **本人との信頼関係の構築に向けた支援に力点を置く**
本人と直接対面したり、継続的な関わりを持つために、信頼関係の構築に向けた丁寧な働きかけを行う。

※ 例えば、ひきこもりの状態にある人の場合には、継続的に本人に手紙を残したり、興味・関心に合わせた情報提供を行うほか、家族との関係性に配慮したうえで、家族支援を通じて本人と関わる糸口を見付けるといった支援が考えられる。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援フロー

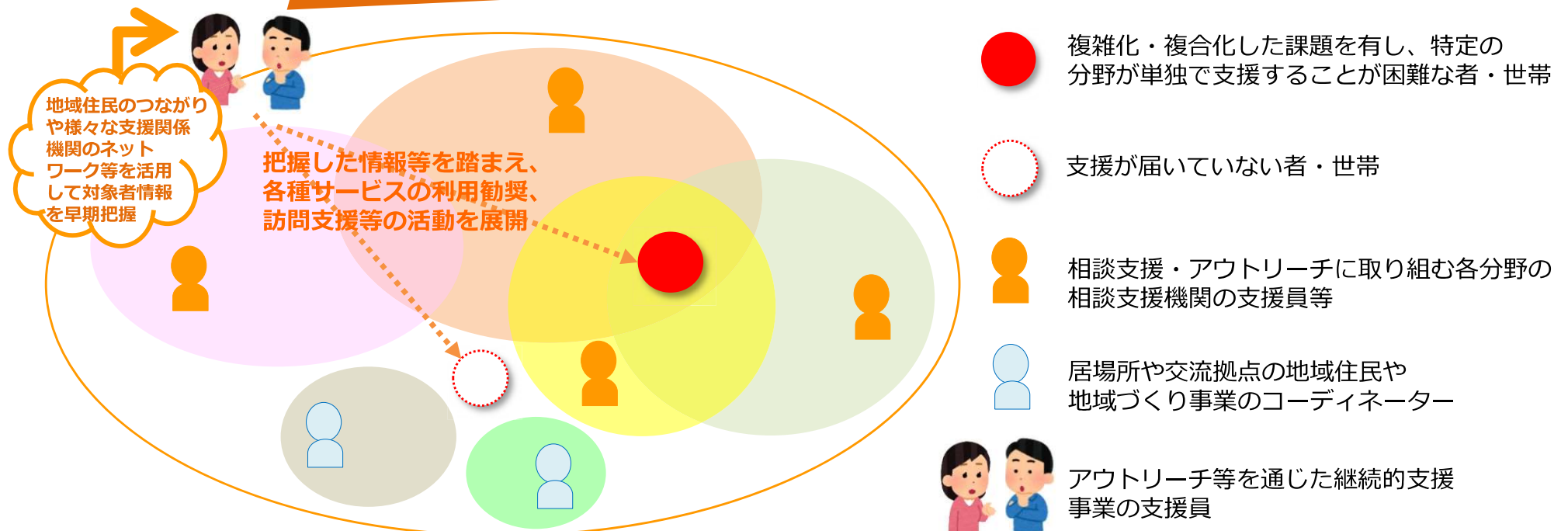
- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、長期にわたりひきこもりの状態にあるなどして必要な支援が届いていない人に支援を届けるための事業である。したがって、本人と直接関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに力点を置いた事業である。
- 本人と直接関わりを持った後、本人が適切な支援関係機関につながった段階で支援は終結となる。
- なお、本人と直接関わりを持つことができた後は、本人の状態に応じて多機関協働事業と連携を図りながら支援を行う。



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の対象者の考え方

- 介護・障害・子育て・生活困窮分野で取り組まれているアウトリーチと協働・役割分担をしつつ、重層的支援体制整備事業において取り組むアウトリーチは特定の分野を持たず、**すべての住民を対象**とする
- 複雑化・複合化した課題を有し、**特定の分野が単独で支援することが困難な者・世帯を主な対象**として想定
- 支援が届いていない者・世帯が抱える問題が深刻化する前に、必要な支援につなげていくため、**地域住民のつながりや様々な相談支援機関等のネットワーク等を十分に活用して対象者情報を早期把握**

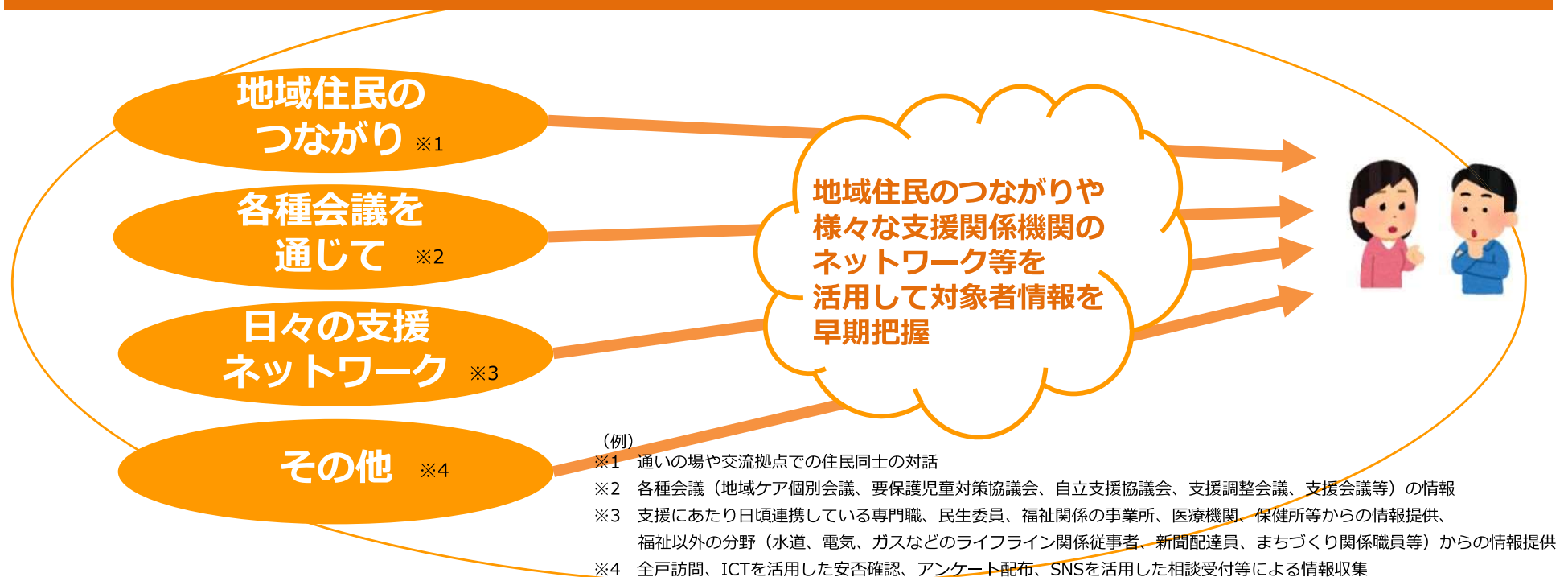
複雑化・複合化した課題を有する者・世帯、支援が届いていない者・世帯を早期に把握し、必要な支援を届けるための活動を展開



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口のイメージ

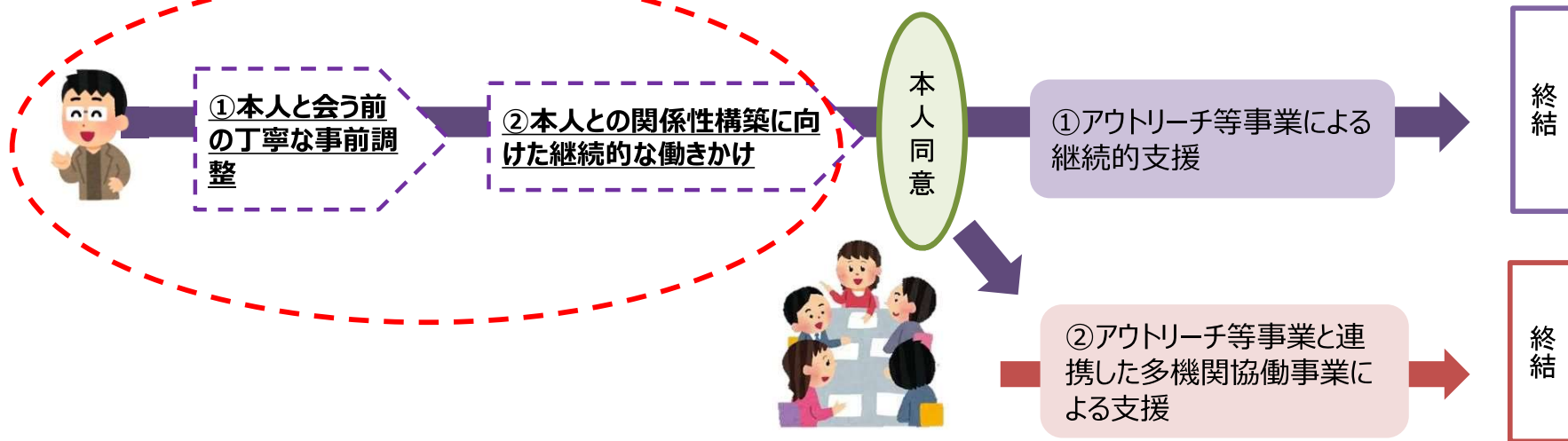
- 問題が深刻になる原因として、**本人や世帯が問題に気づいていない**、または、**どうすればいいかわからずに問題が放置されている**場合が考えられる。**相談に来るのを待つスタンスでは時間の経過とともに問題が深刻化**してしまう恐れがある。
- 支援が届いていない者・世帯を早期に支援につなげていくためには、**地域の関係者や様々な社会資源を通じて、積極的に対象となり得る者の情報を収集**することが必要。
- アウトリーチ等を展開する上で必要な情報提供を受けるためには、**日頃からの地域の様々な関係者と良好な関係性を構築**しておくとともに、情報提供の手段等を取り決めておくことが必要。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業につながる入口は多様に存在



アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援の流れ

本人に会う前の働きかけの考え方について



①本人と会う前の丁寧な事前調整の支援例

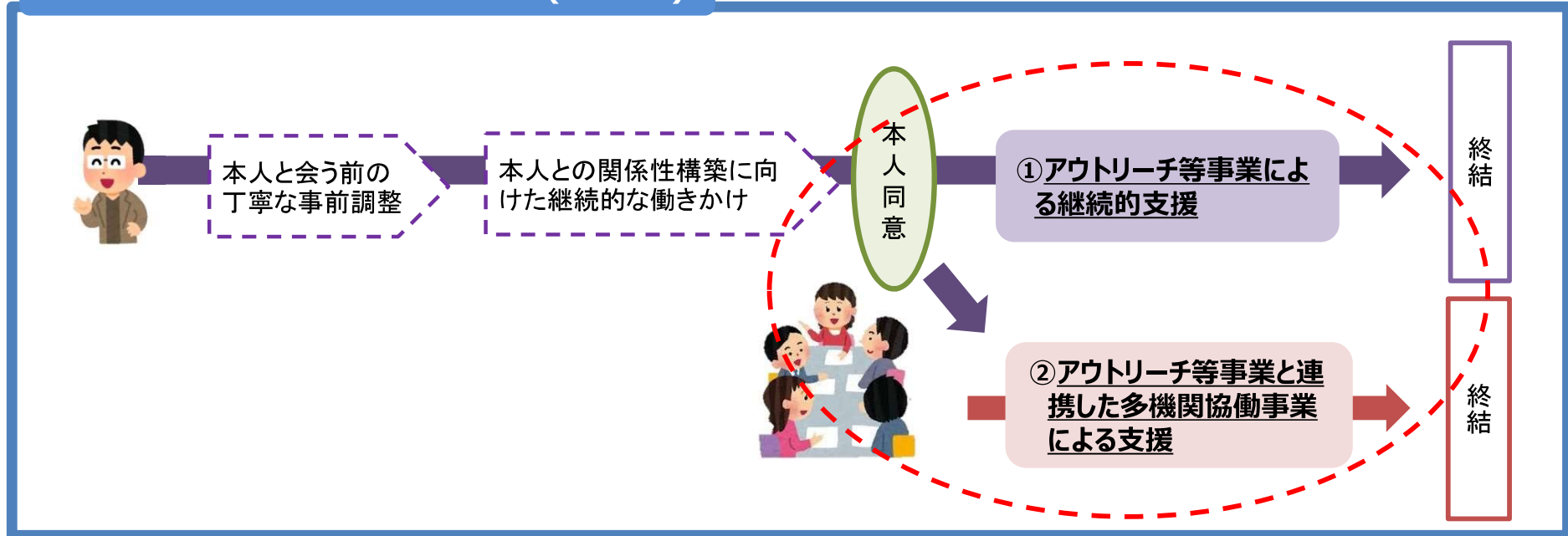
- 本人に関する情報収集を、支援関係機関や家族等から時間を掛けて丁寧に行う。
- 本人に対する見守りや支援の体制を整備するために、支援関係機関と連携・協議を行い、ネットワークを構築する。
- 本人に関わるための切口やきっかけを入念に検討する。具体的には、家族への支援を切口にする方法や趣味を切口にする方法、キーパーソンを介して本人と関わる方法等、多様な方法がある。
- また、緊急性のある事例の場合には速やかに警察や医療機関と連携する。
- 本人が困っていることをアセスメントし、それに対する対応策を提示し本人との関わりを深めるきっかけを作る。

②本人との関係性構築に向けた継続的な働きかけの支援例

- 継続的に本人に手紙を残し、心配している・気にかけているというメッセージを伝える。
- メール、チャットなどによる定期的な働きかけを行う。
- 本人の興味・関心に合わせたチラシなどを提供する。また、参加する場や働く場を探し、情報提供を行う。

アウトリーチ等を通じた継続的支援事業の支援の流れ

本人同意が得られた後の支援の流れ(イメージ)



①(多機関協働事業につなぐ)アウトリーチ等を通じた継続的支援事業による支援を行うケースの例

- アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と出会ったことにより、本人が主体的に必要な別の支援関係機関を訪問し、適切な支援を受けられるようになるケース
- アウトリーチ等を通じた継続的支援関係機関との関わりはできるようになったものの、それ以外の支援関係機関を受け入れることが難しいケース

②多機関協働事業につなぎ、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業者と連携しながら支援するケースの例

- 本人に不安感が強く、必要な支援関係機関につながるには至っていないケース
- 参加支援事業を活用したり各種支援関係機関による丁寧な伴走支援が求められるケース

参加支援事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第2号)

○ 社会とのつながりを作るための支援を行う

各分野で行われている既存の社会参加に向けた支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

○ 利用者のニーズを踏まえた丁寧なマッチングやメニューをつくる

利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、地域の社会資源との間をコーディネートし、本人と支援メニューのマッチングを行う。

また、新たに社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人や世帯のニーズや状態に合った支援メニューをつくる。

○ 本人への定着支援と受け入れ先の支援を行う

本人と支援メニューをマッチングしたのち、本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかフォローアップをする。

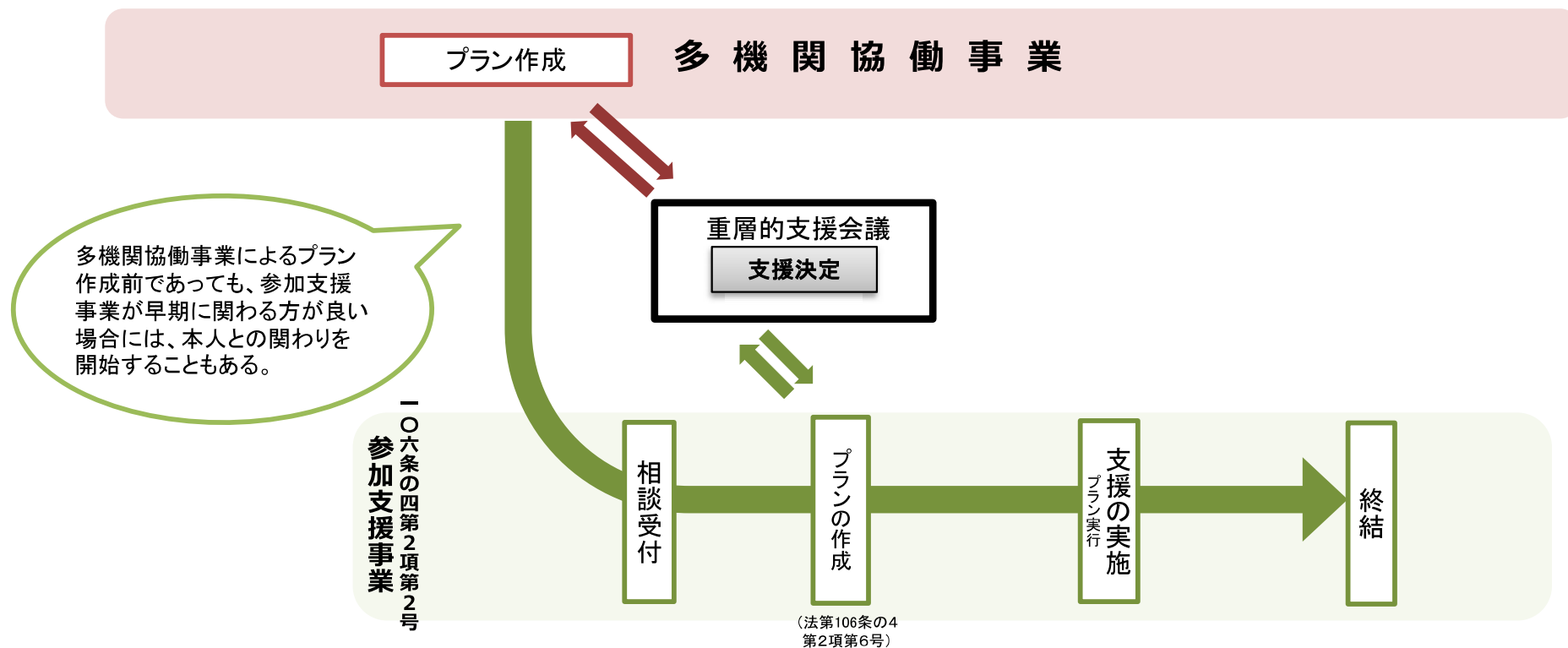
また、受け入れ先の悩みや課題にも寄り添い、困っていることがある場合にはサポートをする。

(参加支援事業の取組例)

- 生活困窮者の就労支援施設において、経済的な困窮状態にないひきこもり状態に対して就労支援（就労準備支援）を実施する
- 就労継続支援B型の事業所において、障害福祉サービスの対象とならないひきこもり状態の者への就労支援を実施する
- 商店や農業などの作業の場を開拓し、中間的就労の場としてコミュニケーションが苦手な人の社会参加の場として活用する

参加支援事業の支援フロー

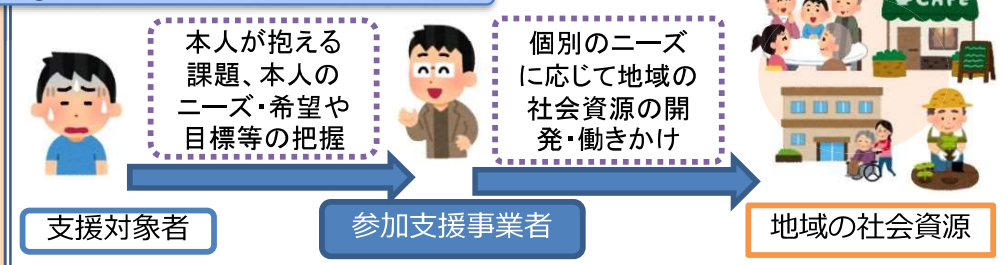
- 参加支援事業とは、介護・障害・子ども・困窮等の既存制度と緊密な連携をとって実施するとともに、既存の社会参加に向けた事業では対応できない狭間の個別ニーズに対応するため、本人のニーズ・希望と地域の資源との間の調整を行うことで、多様な社会参加の実現を目的として行うものである。
- 基本的には、参加支援事業の利用は、多機関協働事業でアセスメントを行ったのち、参加支援事業の利用が求められると判断された場合につながるものとする。



参加支援事業について(イメージ)

- 参加支援事業は、既存の各制度の支援では対応できない本人や世帯のニーズ等に対応するため、
 - ・利用者のニーズや課題など丁寧に把握し、既存の社会資源の拡充や新たな社会資源の開拓などのコーディネートを行うとともに、本人と支援メニューのマッチングを行う
 - ・マッチングしたのち、本人の状態やニーズ・希望にそった活動ができているかフォローアップするほか、受入先の悩みや課題等に対するサポートを行う
 ことなど、地域の社会資源などを活用して社会とのつながり作りに向けた支援を行う。

①個別ニーズの把握・資源開拓



参加支援の対象者像

既存の各制度における支援では対応できない個別性の高いニーズを有している人など

(例)

- ・8050世帯の50代の者など、世帯全体としては経済的困窮の状態にないが、子がひきこもりの状態である世帯
- ・障害福祉サービスの作業所等の利用対象にならないが、一般事業所になじめない人
- ・精神的に不調があり、社会にでることに不安がある者
- ・親や家族に頼れず、児童福祉法の対象にもならない10代後半から20代の若者

②本人と社会資源のマッチング



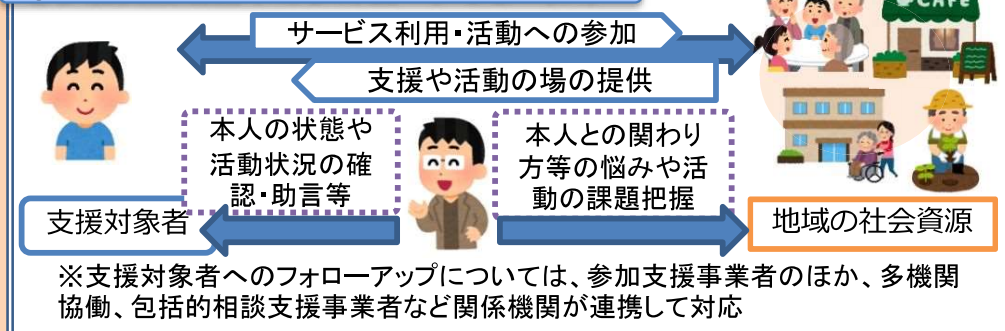
地域の社会資源の活用例

社会参加に向けた支援として求められる内容は、就労支援、居住支援、学習支援など多岐にわたるため、参加支援の実施に際して活用可能な社会資源も、自治体の状況や支援対象者のニーズに応じて開発を図るものなどが想定される

【地域資源の活用例】

- ・生活困窮者に対する就労体験の事業や障害福祉における就労支援事業に、経済的困窮状態にないひきこもりの者などを受け入れる
- ・商店や農業などの作業の場を、中間的就労の場として、コミュニケーションが苦手な者の社会参加の場として活用
- ・社会福祉施設等の空き室を利用して、居住の場がない者や家族と一緒に生活が困難な者に対して一時的に生活をする場を確保する
- ・住民活動や、地域での通いの場について、本人の通う場として活用する

③参加支援活動中のフォローアップ(※)



地域づくり事業とは

(社会福祉法第106条の4第2項第3号)

○ 世代や属性を超えて交流できる場や居場所を整備する

地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。

○ 交流・参加・学びの機会を生み出すために個別の活動や人をコーディネートする

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などをつなぎ合わせる。

また、市町村域などのより広い圏域のでもコーディネートを行い、交流・参加・学びが生まれ、さらに広がるよう働きかける。

○ 地域のプラットフォームの促進を通じて、地域における活動の活性化を図る

多様な地域づくりの担い手が出会い、学び合うプラットフォームを促進することで、地域における活動の活性化や発展を図る。

(※) 包括化の対象事業…【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業

【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業

地域づくりに向けた事業の考え方

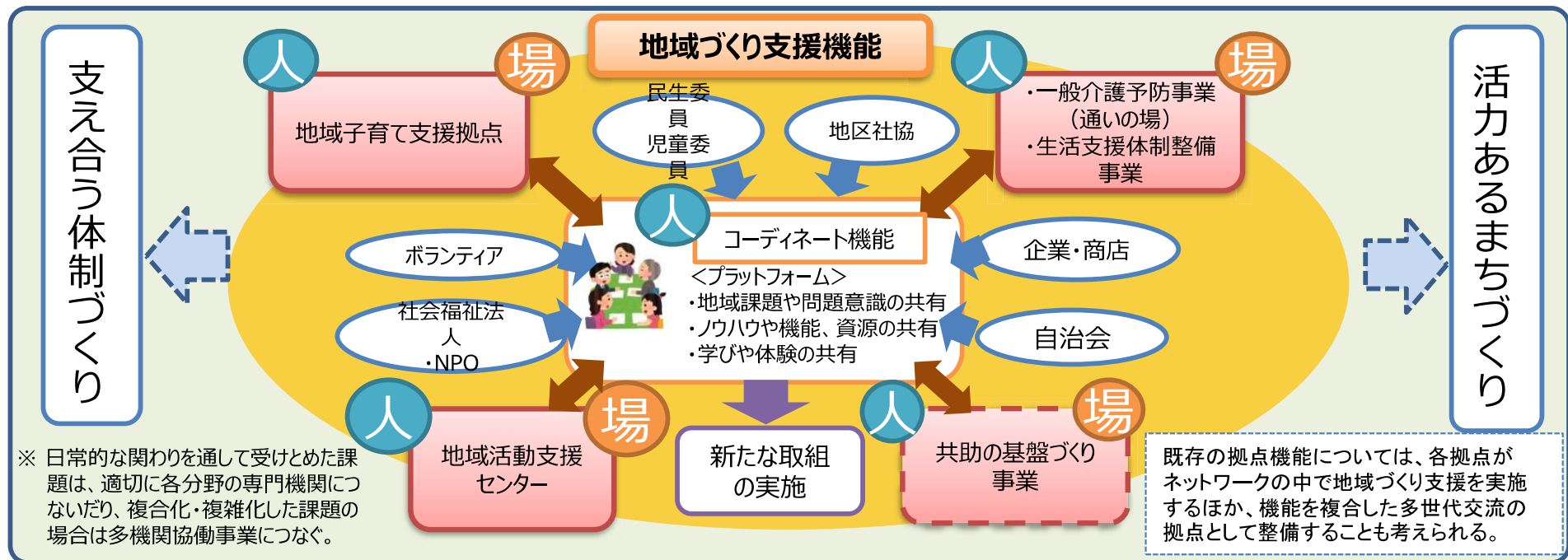
【基本的な考え方】

地域づくりに向けた事業は、既存の地域づくり関係の事業（※）の取組を活かしつつ、多様な地域活動が生まれやすい環境整備を行うことを目的として、**主に以下の2点**を内容とする。

- ・地域の社会資源を幅広くアセスメントしたうえで、**世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所を整備する。（多様な「場」づくり）**
 - ・地域で実施されている個別の活動や人を把握し、住民に身近な圏域を中心として「人と人」「人と居場所」などを**つなぎ合わせる。（つなぎ・コーディネートの役割）**
- また、各地の事例では、福祉分野を超えた、幅広い関係者が出会い、学びあう“プラットフォーム”が形成されることで、地域資源の新たな活用策や地域課題の解決策が生まれる場ができ、地域活動の発展や地域社会の持続を支えることに繋がっている様子が見られている。
この“プラットフォーム”が生まれやすく、維持しやすい環境整備や支援策を講じることも求められる。

【支援対象者】

- その地域が居住地であるか否かにかかわらず、**地域住民をはじめとする地域や暮らしを構成する個人や民間企業等を含む関係者全てが対象者**



地域づくり事業において実施する具体的な内容 ①

「世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備」

1. 基本的な考え方

- 血縁、地縁、社縁といった共同体機能が脆弱化する中、人と人、人と地域がつながり支え合う取組が生まれやすいような環境を整え、緩やかなつながりによる見守りなどのセーフティーネットの充実を図っていく必要がある。
- 既存制度に基づく拠点を包摂する事業（※）であり、各制度の基準を満たす場において、各制度が対象としている高齢者・障害者・子育て中の親子・生活困窮者の居場所を確保した上で、すべての住民を対象として地域における交流の場や居場所の確保を進めていく。
（※）包括化の対象事業……【介護】一般介護予防事業（地域介護予防活動支援事業）、生活支援体制整備事業
【障害】地域活動支援センター事業 【子ども】地域子育て支援拠点事業 【困窮】生活困窮者の共助の基盤づくり事業
- 各拠点が担う役割を決定する際には、支援ニーズの把握や市町村全体の資源の棚卸し等を行い、市町村全体として居場所や地域活動の場を確保していくための住民や事業者らを含む関係者での丁寧な議論やプロセスが必要である。

2. 支援の展開

□ 既存の拠点等の利活用

- ・ 個別の拠点単位で見ると、地域の支援ニーズや各拠点の問題意識に合わせて、**各個別制度では直接に対象としていない者も利用できる多世代・多属性の活動の場として運営**することも可能となる。
- ・ 市町村の中には、従前通りの特定の属性や世代に特化したかたちを維持する拠点や、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在する。「市町村全体の体制」として、すべての住民を対象として居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- ・ また、当該施設内の空間・時間で区分する（部屋を使い分ける・スペースを区切る、日・時間帯を分ける等）などの工夫により、既存制度による対象者別の場の長を保ちつつ、多機能化する方法も考えられる。

□ 新たな場の確保

- ※ 以下の内容はあくまでも例示であり、地域性を活かした創意工夫による実施・運営が重要
- ・ 多世代型のサロンや地域食堂、コミュニティカフェなど、世代や属性を限定しない居場所や交流の場を新設することも可能。また、民間のカフェやフリースペースなどの経営主体と連携協定を締結、または他省庁取組として実施されている活動（例 小さな拠点、空き家再生等推進事業）等と連携させるなど柔軟な創意工夫により、**既存の場が持つ役割を拡張する**といった手法も考えられる。

地域づくり事業において実施する具体的な内容 ②

「個別の活動や人のコーディネート」

1. 基本的な考え方（コーディネーターに求められる役割）

- 地域住民の創意や主体性を支えつつ、「人と人」、「人と資源」をつなぎ、顔の見える関係性や気にか
けあう関係性が地域で生まれるよう促していく。
- 地域の課題の掘り起こしや困りごとの解決に直結する福祉的な活動だけではなく、楽しそう、面白そうといった興味・関心から地域におけるつながりが生まれる場や取組にも着目した環境整備が図れるよう、これまではつながりの薄かった異なる分野の取組と積極的なつながりをもつことも重要である。
- 地域の中に多様な活動や選択肢が存在していることが重要であり、地域づくり事業の展開において既存の地域住民による取組の継続を妨げることがないように留意する必要がある。

2. 支援の展開

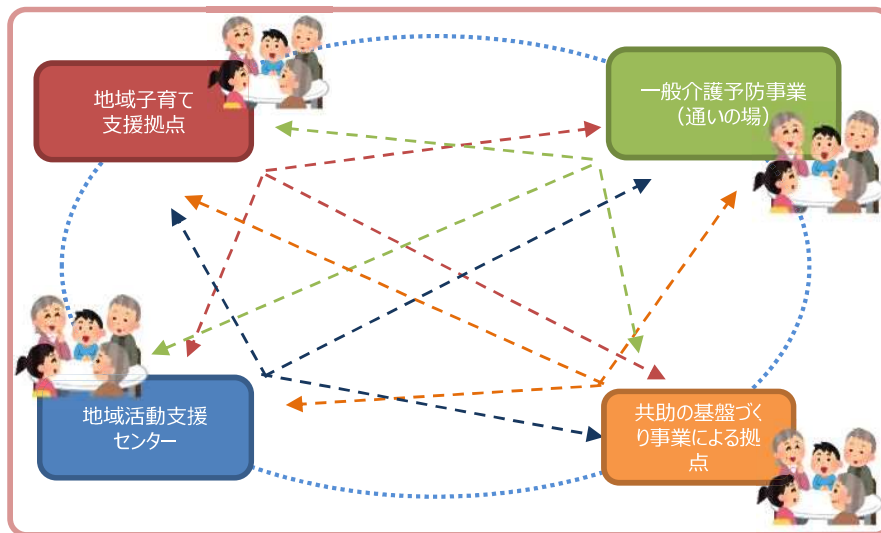
- 地域において**実施されている事業や活動等を把握**し、分野横断的な取組の展開を図る
 - ・ 啓発活動等による機運の醸成に向けた取組や、地域住民が活動を開始し継続するための情報提供等のサポート体制の構築、**対話の中から新たな気づきや展開が生まれる「場」づくり**を支援していく。（「場」については、必ずしも拠点を指すものではなく、イベント等のきっかけづくりなど様々な形態があり得る）
 - ・ 現存する地域の活動や取組に関する情報を共有し、その価値を正当に評価する機会（発表会や表彰式等）を持つことが**相互理解を深め、有用感や継続性を高める**ことにつながる。
- 各拠点での活動内容、対象とする利用者層を共有し、連携を強化することで市町村全体がチームとして適切な支援や活動が提供できる体制を整備する。特に、既存のコーディネート人材の活用も重要であるが、対象拡大等の業務負担を勘案した体制づくりが必要となる。
- また、既存の事業や活動等においてコーディネーター的な役割を担う人材同士（例 集落支援員、地域おこし協力隊）がつながり、目的や機会を共有することにより、取組を発展させるという視点も重要である。

拠点の類型を組み合わせた地域づくり拠点の整備例

既存の地域づくりに向けた事業に対する影響

- 地域づくり事業についても、全ての個別拠点において、多属性・多世代に対する継続的な支援が求められるのではなく、「市町村全体の体制として」多属性・多世代に対する居場所や地域参加の場が提供されることを目指す。
- 従って、個別の拠点レベルでは、従前通りの特定の属性や世代に特化した対象の取り組みを維持するものや、新たな事業を契機として多属性・多世代に対する支援を実施するものなどが混在することになる。
- 個別拠点において把握・受けとめた課題については、専門的な支援が必要なものは適切に各分野の専門機関につなぐほか、つなぎ先が明確でない課題や複合化・複雑化した課題については多機関協働事業につなぎ、必要な相談や参加につながるよう対応する。

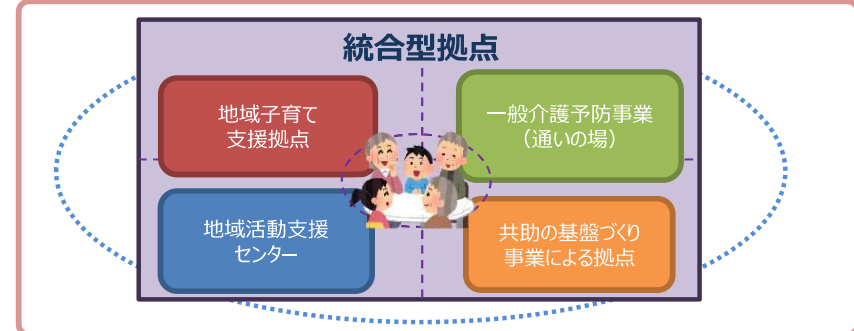
拠点としての場の機能は変更せず、必要時には連携により、人の機能を活用する場合の例（基本型）



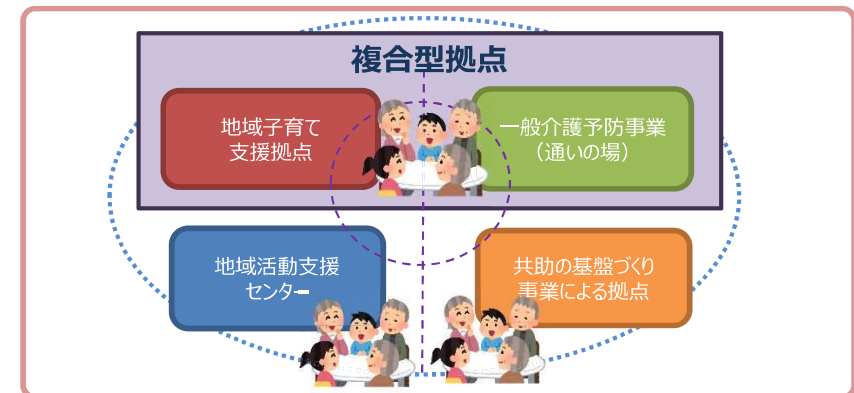
※ 既存の拠点機能については、各拠点がネットワークの中で地域づくり支援を実施するほか、機能を複合した多世代交流の拠点として整備することも考えられる。

※ また、実施パターンは様々であり、基本型と一部統合型が混在するなど、様々な組み合わせでの整備が考えられる（指定基準の遵守や必要なスペースや物品の確保、利用者から見た相談しやすさを担保するための工夫等が必要）

拠点としての人と場の機能を全てまとめることにより、連携を図る場合の例（統合型）



一部の拠点としての人と場の機能をまとめ、各支援機関間の連携を図る場合の例（一部統合型）



地域づくりの展開イメージ（既存の拠点がきっかけになった取組例）

拠点での活動がきっかけになり、コーディネーターの働きかけや後方支援により、活動内容や主体が広がっていった例

取り組みの経過

- 地域子育て支援拠点事業（子育てひろば）に高齢者がボランティアとして参加し、育児の先輩として子育て世代と交流。
- 自治体に地域づくり事業におけるコーディネーターが配置され、各分野の拠点等において、分野を問わず、多様な活動やイベントについての情報周知を行ったり、ボランティア同士が交流する機会ができた。
- 他分野の情報に触れる中で、ボランティアの一人が地域活動支援センターで開催されたイベントにもボランティア参加し、「一人暮らしの高齢者や障害を持った人など、誰でも気軽に集える場が身近にはない」と気がつき、コーディネーターの応援を得ながら仲間を増やし、地域住民が運営する「地域の居場所」を創出することになった。

地域の変化

- ・ 一人の気づきから、それに共感した住民同士のつながりが強化され、住民が主体となった分野横断的な取り組みが創出された。
- ・ 地域住民の気づきや思いをコーディネーターが応援し、情報提供などのアドバイスを行ったことにより、立ち上げが円滑に行われ、取組の継続性も高まった。



地域づくりの展開イメージ（既存の仕組みや事業等を活かした取組）

福祉分野ではない他分野の事業や民間の取り組みや人材を活かしながら、多様な地域づくりが広がっていく例

取り組みイメージ

- 他省庁の事業、企業による地域貢献、地域おこし、農林水産業、商業、工業、交通、などこれまで結節していなかった取組がつながることで、福祉分野の地域づくりも発展。
 - 小さな拠点、地域運営組織、地域おこし協力隊、村落支援員、都市再生法人、SDGs、リノベーション、再配法人、ふるさと納税、能副連携、地域再生、防災、空き店舗対策、住宅セーフティーネット 等
- 商工会が行っている商店街のイベントを通じ、地域を活性化し、より継続性のあるものにしたいと検討。地域おこし協力隊等の人材がつなぎ役となり、地域住民へのアンケート調査を自治会、社会福祉協議会と協力して実施。
- アンケートの結果から、「子どもの職業体験」のイベントを開催。
- 体験イベントで子どもの様子を知った商店が、駄菓子販売とたまり場スペースを作って放課後の小学生の居場所づくりをしたり、子育て中の母親同士がつながり、サークル活動として子育て情報を発信するフリーペーパーの作成などを始めるなど、多様な活動が生まれる。

地域の変化

- ・ 地域の暮らしを構成する多様な関係者が、これからの地域づくりの方向性を共有でき、それぞれの取組に参画し合い、協働することにより、更なる発展可能性を高めていく。
- ・ 安心して暮らせる、いきいきと楽しめる等といった複数の目的を持ったまちづくりの展開が期待できる。



コーディネート機能を担う人材が異なる分野の取組（人や活動）をつなぐ

- ・ これまでとはつながっていなかった人や活動、仕組み等が会うことにより、新たな視野がひろがる
- ・ つながりや視野が広がることにより、新たな活動が生まれやすくなる

自治会

社協

商工会

商店街で子どもの一日職業体験イベントを開催

- ・ 自治会・社協の協力を得て実施した住民アンケートを基に開催

呉服店に子どもの居場所

商店街の呉服店が、駄菓子販売とたまり場スペースを設置

- ・ 児童館など公的な遊び場とは異なる、子どもの“ちょっとした”居場所となる。

子育て支援フリーペーパー

イベントでつながったママグループが、子育てに役立つ情報を発信

- ・ 母親たちの参加の場となる
- ・ 子育て支援事業者との共働につながる

まちにある空きスペースが地域活動の場になる

米屋の元倉庫を活用して、地域食堂、高齢者の通いの場が始まる

- ・ 高齢者の集まる場や子どもと大人がつながれる機会を作りたいという声上がる
- ・ 商工会の仲介から、米屋がかつて倉庫として使っていた空き家を安価な利用料で貸し出し、活動の拠点となる。

多分野がつながるプラットフォームの展開について

1. 基本的な考え方

- プラットフォームの形成は、多様な場や居場所づくりや活動等のコーディネートといった地域づくりのプロセスの結果として、**分野、領域を超えた地域の多様な主体が出会い、つながりの中から更なる展開を生む機会**（拠点としての場だけではない）として発展していく。
- 様々な関係者がお互いを知り、強み・弱みを共有し、目指す方向性を共有したり、資源を共有したりすることにより、**地域の継続性を高め、既存の活動を活性化すること**にもつながる。
- なお、こうした地域の“プラットフォーム”は、地域に一つではなく**多様に存在していることが重要**であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場も活用して整備していくことが求められる。

2. “プラットフォーム”に求められる役割

□ 地域の人と資源の把握

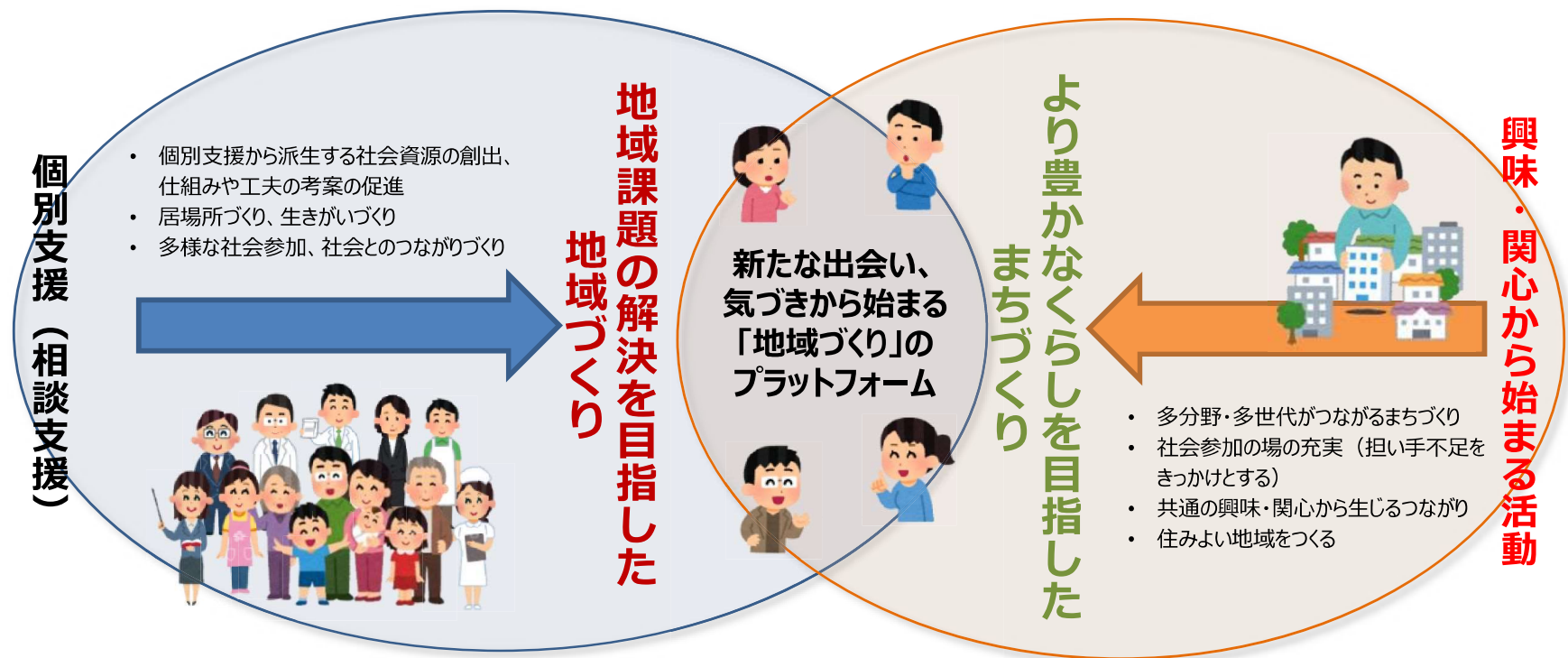
- ・ 地域づくりは、地域に「ある」ものを活かすことが肝要であり、まずは、**地域の人や資源（人・場・活動・サービス・情報 等）の実態を把握**する。
- ・ すでに住民のつながり、支え合いにつながる活動が行われている場合は、**内容と価値が見える化**（例 住民を含む協議の場などで、取組の重要性を評価する等）し、地域において価値あるものであるとの共通認識を醸成する。

□ 様々な分野が集い、関係性を深めるための場の設定

- ・ 地域の多様な主体が情報交換、協議をすることができる機会を設定することにより、人、場、活動、サービス、情報等の地域の資源がつながり、活動の継続や発展を促すことにつながる。
- ・ 福祉分野に限らず、様々な分野の活動が出会い、新たな気づきを得て、アクションが起きやすい環境を整備するためには、地域や暮らしを構成する**幅広い関係者間を橋渡しするようなコーディネート機能**が求められる。

多分野協働のプラットフォームの展開（イメージ）

- 地域の様々な主体が集い、多世代の交流や多様な活躍の機会や役割を生み出し、地域社会からの孤立を防ぎ、人と人、人と資源がつながりやすい環境を整備（ネットワーク構築）した結果として、多様なプラットフォームが形作られていく。
- 重層的支援体制整備事業における「プラットフォーム」とは、分野、領域を超えた地域づくりの担い手が出会い、新たなつながりの中から更なる展開を生むための“場”（拠点だけではなく、機会等も含む）を指す。
- こうした地域のプラットフォームは、地域に一つではなく多様に存在していることが重要であり、多様性を確保するためには、既存の協議の場等を把握し、活用しながら整備していくことが求められる。
- 行政主導の展開ではなく、これまでつながりが薄かった様々な関係者が新たに出会い、気づきや学びを得て、目指す方向性や将来像を共有しながら、地域における多種多様な活動が活性化されていくプロセスが、地域自体の継続性を高めることにもつながっていく。



出典：第4回「地域共生社会に向けた包括的支援と多様な参加・協働に関する検討会」資料を改編

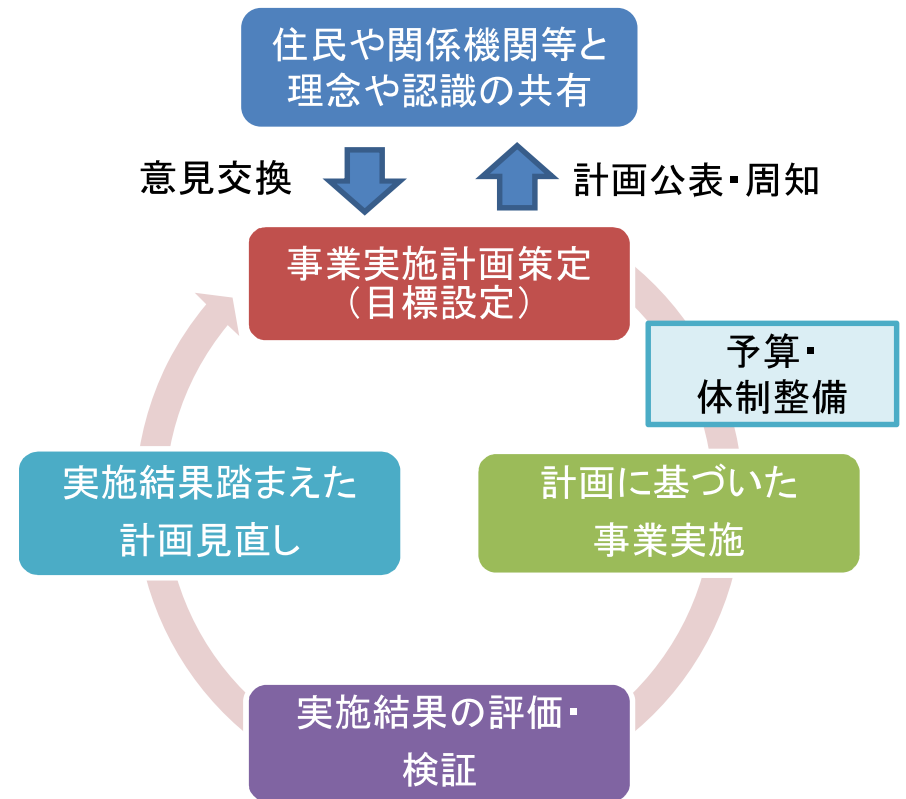
◆ 体制構築を進めるうえでの前提条件

- 重層的支援体制整備事業は、市町村全体で包括的な支援体制の構築を進めることをめざすもの。
- 既存の支援関係機関の専門性や積み重ねてきた実践など、地域資源の強みを活かす体制とする。
- 社会福祉法第106条の4第2項に規定される事業全てを実施する。
 - ・ 各事業の実施要件（人員配置、設備基準）は引き続き適用される。
- 各事業は委託による実施も可能。
 - ・ 同じ事業を、直接実施と委託を組み合わせる体制も含め、各自治体の実情に応じた体制の整備が必要。

重層的支援体制整備事業実施計画の策定

計画策定の意義・目的

- 「重層的支援体制整備事業」については、既存の介護、障害、子ども、生活困窮の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に実施するもの。
- 市町村は、本事業を適切かつ効果的に実施するため、「重層的支援体制整備事業実施計画」を策定するよう努めることとしている。（法第百六条の五）
- この事業を実施する意義の一つは、包括的な支援体制の具体的な構築方針について、地域住民や関係機関等と議論を行い、考え方等を共有するプロセス自体にある。したがって、事業実施に向けた検討を行う際には、地域における関係機関等との間で、地域（住民）が抱えている課題を踏まえて、事業実施の理念や目指すべき方向性について認識の共有を図ることが重要である。
- また、本事業は、既存制度からの財源を一括化し、関係機関が連携の下で実施するものであることから、関係機関が円滑かつ効果的に事業を実施していくための手段として、
 - ① 上記の関係機関の共通認識を基にした事業実施計画の策定
 - ② 計画に基づいた事業実施
 - ③ 事業実施結果の評価・検証
 - ④ 実施結果等踏まえた計画見直しPDCAサイクルにより、事業を実施していくことが必要である。



計画に基づいた予算・体制の整備

- ・ 市町村においては、「重層的支援体制整備事業実施計画」に記載した内容に基づいて、当該事業の実施に必要な予算や体制を整備することとなる。
- ・ 国及び都道府県からの重層的支援体制整備事業交付金の算定にあたっては、その根拠として、計画の内容や実施状況について提出・確認を行う。

重層的支援体制整備事業実施計画の内容

計画に記載する事項

□ 重層的事業実施計画に記載する事項としては、以下のような事項を予定。(厚生労働省令により規定)

- ① 重層的支援体制整備事業を適切かつ効果的に実施するため、地域における高齢者福祉、障害者福祉、児童の福祉、生活困窮者の福祉その他の福祉に関する基本方針
(事業全体の実施目的、各分野の事業に共通する基本方針など)
- ② 重層的支援体制整備事業について、相談支援、参加支援、地域づくり支援、アウトリーチ等を通じた継続的支援、多機関協働のそれぞれの提供体制に関する事項(※下表の記載内容例を参照)
- ③ 重層的支援体制整備事業の事業目標・評価指標
(相談支援の相談受付件数、参加支援の支援対象者数・協力事業者数、地域づくり支援の参加者数・参加機関数など)
- ④ 関係機関間の一体的な連携に関する事項
(関係機関間の情報連携、重層的支援会議の実施方法など)

※ 計画策定にあたって各事項に盛り込むことが望ましい事項や策定のポイント等については、別途、その詳細について指針等において提示予定

※ 重層的支援体制整備事業の提供体制に関する事項の具体的な記載内容の例

各事業	記載内容・ポイント
相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援機関(窓口)の設置箇所数 ・各相談支援機関(窓口)の主な対象分野、設置形態(基本型、統合型、地域型)、運営形態(直営・委託)、各機関の対象圏域等
参加支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における資源開発や利用調整等を行うコーディネート機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・参加支援を行う際に活用可能な社会資源、想定される連携先
地域づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> ・地域づくりのコーディネート機能やプラットフォーム機能を担う体制等(担当機関、実施方法等) ・地域づくり支援の拠点の設置箇所数、各拠点の主な対象分野、設置形態、実施内容 ・その他地域づくりのための事業内容
アウトリーチ等を通じた継続的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・アウトリーチ等を通じた継続的支援を担う体制等(担当機関等)
多機関協働	<ul style="list-style-type: none"> ・多機関協働の調整機能を担当する機関の設置方法や体制等、重層的支援会議の開催形態など

出典：厚生労働省

重層的支援体制整備事業実施計画の位置づけ①

各種関連計画との関係①

- 地域福祉計画については、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的な事項」を記載する、いわゆる「上位計画」として位置づけられている。(法第107条第1項第1号)
※ 地域福祉計画と各分野の計画については、その共通的な事項について調和が保たれている必要がある。
- 重層的事業計画については、地域福祉計画に定める「包括的支援体制の整備に関する事項」のうち、重層的事業の実施に関する具体的な計画を定めるものであり、その内容は各関連計画の内容とも整合(注)していることが必要。

※ 特に、重層的支援体制整備事業として、各分野の一体的に取り組むこととなる以下の各事業に関する事項については、共通事項となる。

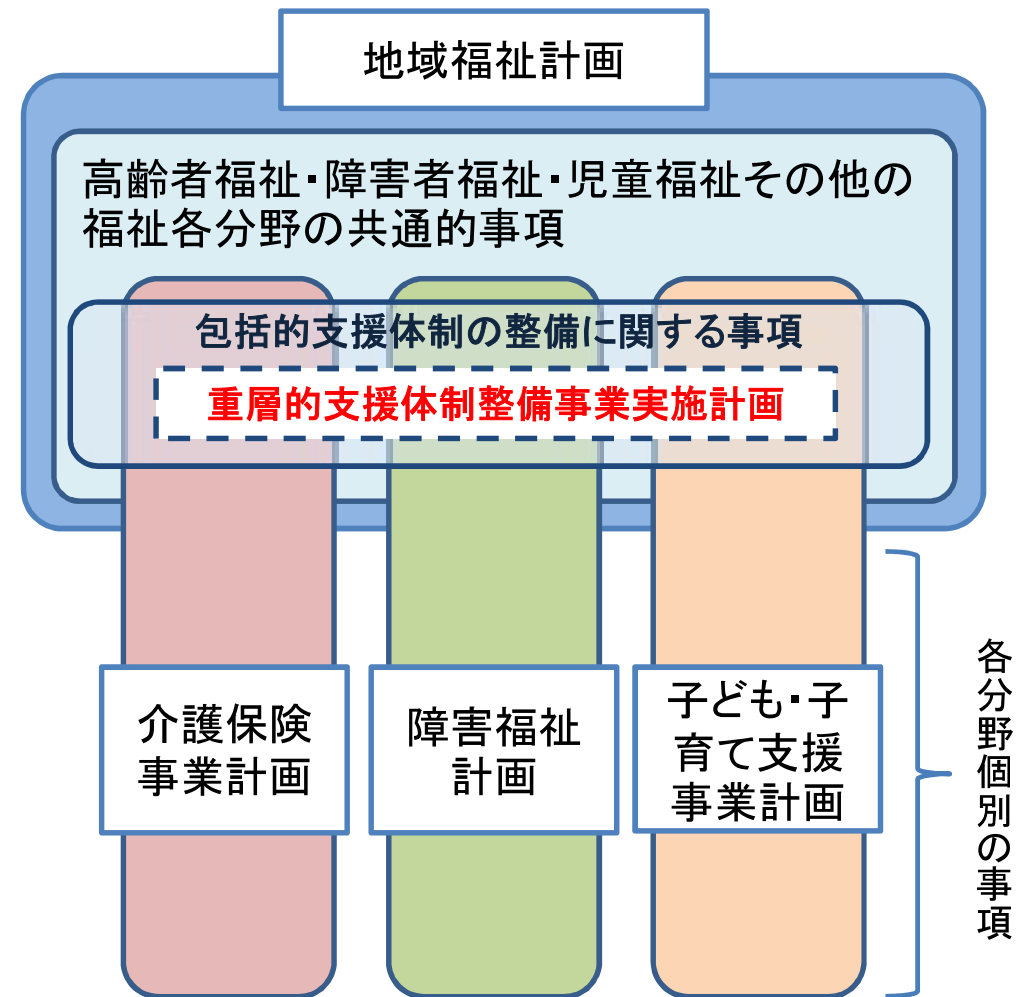
【相談支援】

- <介護> 地域包括支援センター
- <障害> 障害者相談支援事業
- <子ども> 利用者支援事業

【地域づくり支援】

- <介護> 地域介護予防活動支援事業(通いの場)
- <介護> 生活支援体制整備事業
- <障害> 地域活動支援センター事業
- <子ども> 地域子育て支援拠点事業

【各種関連計画の関係イメージ図】



注) 各関連計画については、各制度全体の計画として、介護・障害は3年毎、子どもは5年毎に策定されることとなっている。重層的事業計画は、事業内容の具体的な実施方法等を規定するものとして、地域福祉計画及び各関連計画の範囲で、年度毎などで見直しが行われることを妨げない。

出典：厚生労働省